

# 平成19年度一般会計予算特別委員会会議録

平成19年 6月29日(金)

(開 会) 10:00

(散 会) 17:41

委員長

ただいまから平成19年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりさせていただきます。

本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付しております審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、おはかりをしていきます。

次に、各款の質疑に入りますが、質疑は表に示しておりますように、歳出は7つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては歳出の方で、質疑をお願いいたします。

次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債など予算第2条から第6条についての質疑を行います。

次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ありがとうございます。ご異議もないようですので、そのように運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、ハッキリと的確に答弁をしていただきますように要望しておきます。また審査を行います過程で、各款に関係の無い方は退室していただき各職場で仕事をして頂きますよう、強く要望しておきます。

以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第57号 平成19年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、事前に資料要求の通告がっております。

執行部にお尋ねいたします。まず後藤委員から要求がっております資料は提出できますか。

財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがっておりますので、財政課の方からお答えさせていただきます。

後藤委員から要求がおります資料については提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。後藤委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

次に、佐藤委員から要求がおります資料は提出できますか。

財政課長

提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。佐藤委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部の資料の提出を求めます。  
次に、市場委員から要求がっております資料は提出できますか。

財政課長

提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。市場委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部の資料の提出を求めます。

次に、川上委員からの資料要求についてでございますが、資料は提出できますか。

財政課長

資料要求一覧表の4ページの、予算書133ページ関連で、大型店進出に関する関係法人、行政機関との折衝の経過と記録、これは資料が存在しませんので、提出できません。ほかの資料については提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。川上委員から要求がありました資料のうち2005年度からの税制改正による影響額から、図書館利用者登録者数調べまでの56件、ただしこのうちの1件、今お話がありました133ページの大型店進出関係の資料以外の55件についてまずおはかりをいたします。この55件について要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

次に川上委員から要求がありました資料のうち、介護保険料減免の適用状況(3カ年)から目尾污水幹線中継ポンプ場建設工事体制までの6件について要求することにご異議ありませんか。

後藤委員

下水道費の2件については、企業会計の建設委員会の付託案件になると思うんですが、質疑をされるのに必要なかどうか確認したいんですけど。

委員長

今後藤委員の方から最後の2件、下水道費の2件について一般会計の予算の質疑に対して必要なかどうかという質問がっております。川上委員、その点についてご説明のほどお願いいたします。

川上委員

私は、質疑通告の総括の6ページになりますけれども、下から5段目に目尾地域振興計画(污水幹線)についてという通告をしております。

目尾地域振興基本計画については、旧飯塚市が合併直前に見直しをしたわけですが、その中で下水道整備計画というのがあるんです。これは平成18年度より5カ年計画で下水道整備を行っていくということで、概算工事費についても東部地域の下水道整備費として一般会計から下水道特別会計に5億円を年次的に繰り入れるということにしてるんですね。そういうことなんですけど、このことを目尾地域振興計画という観点で質疑する場合に、重要になるのが東部地域となってるんですが、下水道面積だとか、そういうのもあるんですけども、中継ポンプ場の整備の問題は認識においておかないとこの質問がなかなかしにくい。総額27プラス5億ですから32億円にかかる見直し総事業費なんですね。しかも今年度予算で予算計上もされておることですから、この資料を提出していただいて、審査をする必要があるというふうに思っております。委員各位のご理解をいただきたいと思っております。

後藤委員

私自身としては、建設委員会にも属してるわけなんですけど、できたら個人的に資料を本人さんに渡すだけでいいんじゃないかと思しますので、委員長の方で取り計らいの方よろしく願います。

委員長

それでは川上委員にご質問いたします。こちらの方、皆様方に配付の上、質疑を行いたいという形でよろしいですか。

川上委員

私は委員会として、先ほど言いましたような理由から、委員会資料として各委員の手元においていただいたほうが質疑がしやすいというふうに思うわけです。

委員長

ありがとうございます。

森山委員

今、川上委員と後藤委員の中でちょっと意見が分かれてるみたいですけど、ちょっと時間をいただきたいんですけども、暫時休憩していただけますか。

委員長

というのは・・・

森山委員

ちょっと僕個人的に聞きたいので、それで、ちょっとできたら、これが・・・、じゃあよろしいでしょうか。

そうすると、じゃあこの資料を出すことがまずいのかどうなのか、それと進捗状況の中において、今どこまで川上委員がご質問になられるか分かりませんが、私とすればこの5億円を予算つけたのは、川上委員もご存じと思いますが、去年から目尾地域開発の中で住民の方々の中で、ポンプ汚水場、処理場とパイプと一緒にやりなさいというような私個人的に皆さんの前でお願したわけですけども、川上委員の意図がちょっと分かりませんので、ただその中で、進捗状況が出されても説明の状況にあれば別にそこに問題点は何もないような気がするんですけど、そのところの私が個人的にわからないので、ちょっとお願いしたいと思っております。

委員長

川上委員、もうちょっと詳しく説明していただけますか。資料が必要な部分について。(森山委員の「だから私とすれば止めていただいて、個人的にそういう形で、大変意見の方が全体的にはまずいんじゃないかということ。私は川上委員に対して、私は川上委員と一緒に聞きしたいと、全体的に、という感じ持ってますんで、できたらちょっとお話を、休憩していただければ助かると思いますけれども。」という声あり。)

川上委員

資料請求をめぐってこういう議論をするのは私は初めてなんですけども、この議論を続けていくと、質疑通告、予算特別委員会の委員がすると。それに必要な予算要求する。そしてその予算を出すなど。要らないという議論が出る。そしてそうすると質問の意図を聞きたいとなってきますね。そうすると、気をつけなければならんのは、委員会自身がお互いの質問権を否定しかねない危険性があると思うんですよ。だからこれ以上のどういう質問をするかだとかいうのはお互いに、事前に確認しあうようなことはやめた方がいいんじゃないかと思うんですね。これは意見です。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 12

再開 10 : 19

委員会を再開いたします。

まず川上委員から資料要求がありました資料のうち、介護保険料減免の適用状況（3カ年）から国保税減免の適用状況（3カ年）、この4件についておはかりいたします。資料要求をすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

次に、下水道費、目尾污水幹線中継ポンプ場建設工事計画と進捗状況、検査体制ならびに目尾污水幹線中継ポンプ場建設工事体制、2件の資料要求についておはかりをいたします。要求することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手 賛成少数）

賛成少数。よって委員会として資料要求することは否決されました。

川上委員

発言を許していただきたいと思います。

今回の資料請求について、先ほど4ページ、133ページに関わることで、大型店進出に関する関係法人、行政機関との折衝の経過と記録と、私資料請求しましたところ、財政課とりまとめということで文書が存在しないということで資料を出さないということだったんですね。事実はあるわけでしょう。ほかの資料についても、すでに行政資料として存在してないやつでも資料要求に基づいて作成して提出するわけですよ。予算特別委員会は執行部に情報公開請求したわけじゃないわけですよ。予算審査にあたり、必要な説明をする、資料を提出するというのはあなた方の自治法上の義務でしょう。それなのに事実があるにもかかわらず、文書が存在しないから出さないというのはルール違反ですよ。

質問の段階でもう一度資料請求をしようと思いますので、その際は委員長に取り計らいをお願いしたいし、執行部は、市長は誠実な対応をしてもらいたいと思います。以上、発言させてもらってありがとうございます。

委員長

執行部をお願いいたします。今お話が起きている案件、十分に検討の上、対応の方よろしくをお願いいたします。

ただいま要求された資料のうち、準備がなされた資料を事務局に配付させます。なお残りの資料につきましては、準備ができ次第配付させます。

（資料配付）

それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

財政課長

議案資料として配布いたしております平成19年度一般会計・特別会計予算資料をお願いいたします。この分でございますが。

議案番号第57号 平成19年度飯塚市一般会計予算について補足説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。これは全体でございますが、予算額につきましては、一般会計は、534億8000万円、特別会計は、13会計で604億4475万6千円、企業会計は、5会計で79億9192万3千円、合計で1219億1667万9千円のうち一般会計だけが本議案の内容となっております。

24ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に18年度と比較したものでございます。総額の比較でございますが、前年度と比較いたしまして、79億2900万円、12.9%の減となっております。

増減の主なものについて説明いたします。市税の増の主なものは、三位一体改革の税源移譲と定率減税廃止等によりまして、市民税の増によるものでございます。地方譲与税の減は、同じく、税源移譲関連で暫定的に設けられておりました所得譲与税の廃止によるものでござい

す。地方特例交付金の減は、定率減税廃止によるものでございます。地方交付税は、18年度の交付額を参考にいたしまして、6億5000万円の増となっております。分担金及び負担金の増の主なものは、保育所運営費負担金の増によるものでございます。使用料及び手数料の減の主なものは、指定管理者の利用料金制のため、サンビレッジ茜使用料の5200万円、穂波福祉総合センター使用料の1420万3千円が未計上となったものでございます。国庫支出金の減は、特定開発就労事業の終息、公営住宅建設事業の事業費の減額等によるものです。繰入金は、財政調整基金、減債基金の減等により、約24億4200万円の減となっております。繰越金は、18年度では存置科目として1千円を計上いたしておりましたが、本年度は年度当初から1億5000万円を計上いたしております。諸収入の減の主なものは、中小企業資金融資預託金元利収入と旧伊藤邸の補修事業の財源として計上いたしておりました自治室くじ助成金の9975万円の減であります。市債は、地域振興基金の財源の38億円の減、住宅債の8億9500万円の減、臨時財政対策債の減等によりまして、49億8800万円の減となっております。

26ページをお願いいたします。この表は、歳出を款別に前年度と比較したものでございます。総務費の減の主なものは、地域振興基金の積立40億円と人件費の減によるものです。労働費の減は、特定地域開発就労事業費の終息によるものでございます。商工費の減の主なものは、中小企業資金融資預託金の減によるものです。土木費の減の主なものは、公営住宅建設事業、流域下水道事業の減でございます。教育費の減の主なものは、旧伊藤邸関連経費の減によるものです。諸支出金の増は、旧穂波町が土地開発基金で取得しておりました土地の買い戻す為の経費の計上による増でございます。

28ページをお願いいたします。この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。人件費の減の主なものは、議員報酬の減、職員不補充による職員給の減等によるものでございます。物件費の減の主なものは、需用費で消耗品、印刷製本費、光熱水費等の減、サンビレッジ茜の利用料金制導入により指定管理委託料の減、また電子計算機借上料の債務負担分の減などであります。扶助費の増の主なものは、自立支援法の施行に伴う障がい者関連の扶助費の増、乳幼児医療費の単独分の拡大等による増、私立保育所運営費の増等によるものです。補助費等の減の主なものは、飯塚地区消防組合負担金、長寿祝い金、養護老人ホーム運営費負担金、水道事業補助金等の減によるものです。積立金の減の主なものは、地域振興基金の減によるものです。貸付金の減の主なものは、中小企業融資預託金の減によるものです。繰出金の減の主なものは、介護保険特別会計の財政支援分3億1637万7千円の減によるものです。普通建設事業費の減の主なものは、流域下水道費3億500万円、住宅建設費16億6000万円、旧伊藤邸関連、2億6000万円の等の減によるものです。失業対策事業の減は、特定開発就労事業の終息によるものです。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて説明いたします。先ず、歳入でございますが、市税の市民税は、定率減税廃止、税源移譲等の税制改正の影響を見込み62億6380万5千円を計上いたしております。使用料及び手数料の幼稚園預かり保育料では、19年度より庄内、かいた幼稚園で預かり保育を実施しようとしております。納税証明手数料、住民票等交付手数料及び印鑑登録証明手数料につきましては、条例改正も提案させていただいておりますが、行財政改革の一環といたしまして、200円を300円に改正するものでございます。

3ページをお願いいたします。県支出金の市町村合併特例交付金は、合併年度から5年間交付されるものでございますが、合併関連経費が交付要件となっております。寄附金で、広域圏の養護老人ホーム施設管理基金の残余財産を受け入れるようにしております。繰入金は、財政調整基金25億円、減債基金1億1200万円、土地開発基金2億2518万6千円を計上いたしておりますが、土地開発基金につきましては、同基金の保有の土地を買い戻す財源として

繰り入れるものでございます。諸収入の幼稚園通園バス利用料は、庄内、かいた幼稚園の通園バスを10月より有料化しようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、議会費の議員報酬につきましては、1億2701万5千円の減となっております。

4ページをお願いいたします。総務費のところに記載いたしておりますが、人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして97億6267万円を計上いたしております。なお、特別職につきましては、市長10%、助役、教育長5%を削減し、地域手当につきましては、2.5%から1%に削減しております。一般管理費で、職員採用試験関連経費を計上いたしております。地域振興費の庄内地域づくり事業費は、県の補助事業を活用して継続して取り組んでいるものでございますが、本年度は、水辺空間活用プロジェクト等を実施するようにいたしております。

5ページでございますが、新産業創出支援事業は、総額2821万円で、ベンチャー企業への支援や新技術・新製品開発補助金等を計上いたしております。人権同和推進費の団体補助金につきましては、他の補助金同様に10%削減いたしております。また、高校大学生自動車免許取得助成金、保育料助成金につきましては廃止をいたしております。賦課徴収費でインターネット公売手数料を計上いたしております。民生費の地域福祉計画策定委託料は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の各計画の上位計画として策定しようとするものでございます。穂波福祉総合センター指定管理委託料は、本年度より利用料金制によりまして5年間委託するものでございます。つどいの広場整備費補助金は、日本小型自動車振興会補助金を活用いたしまして実施する整備費用の補助の残をNPO法人に交付するものでございます。

6ページをお願いいたします。高齢者福祉費の長寿祝い金につきましては、支給対象者を18年度は70歳以上にいたしておりましたが、本年度より77歳以上の節目の年齢と100歳以上に限定しようとするものでございます。福岡県後期高齢者医療広域連合負担金は、20年4月から実施される75歳以上の医療制度の運営主体となります広域連合への負担金であります。障がい者福祉費につきましては、障がい者自立支援法の施行によりまして、給付事業が統一されております。また、自立支援法による事業への円滑な移行のためオストメイト対応トイレの整備やデイサービス事業の運営費助成等を計上いたしております。福祉給付金につきましては、行財政改革の取り組みの一環として廃止いたしております。児童福祉総務費の乳幼児医療費で、乳幼児医療費の無料化について、18年度は、4才未満まで無料と1歳、市単独で引き上げておりましたが、19年度につきましては、更に1歳引き上げようとしております。児童措置費の児童手当給付費は、3歳未満児には5000円加算され月額1万円となっております。

8ページをお願いいたします。生活保護の扶助費につきましては、93億125万5千円を計上いたしておりますが、医療扶助費のうち人工透析にかかる医療費が障がい者自立支援事業に2億834万8千円移行いたしておりますので、実質約2億3000万円程度の増となっております。衛生費の環境対策費で環境基本計画策定費を計上いたしておりますが、これは、平成13年度に旧飯塚市で策定いたしておりましたものを、新たに新市全体の範囲で策定しようとするものでございます。浄化槽設置費補助金でございますが、11人槽以上は、営業用として設置されることが多く、また、他市町村も対象外としているところも多いため、19年度より対象外といたしております。病院費で病院事業会計補助金の頼田病院分は、繰出基準額と同額を、また、飯塚市立病院分につきましては、7500万円を計上いたしておりますが、事業費の4分の1が合併特例債の対象となりますことから、一般会計で借り入れを行い、病院事業会計に補助金として支出するものでございます。

9ページをお願いいたします。労働費の特定地域開発就労事業および炭鉱離職者緊急就労事業で頼田の明治および小藤工業団地を造成いたしておりましたが、分譲に伴い補助金の返還が

発生いたすものでございます。特定地域開発就労事業の終息に伴い、19年度から22年度までの4年間、暫定事業に取り組むようにいたしておりますが、本年度は、前期に市民公園整備工事、後期に三軒屋～工業団地線道路新設工事を実施するようにいたしております。農林水産業費の農業総務費の福岡県農地・水・環境保全協議会負担金は、地域で組織を作り、活動計画に基づき共同で実施する活動に助成するもので、市の負担部分を一旦、県の協議会に負担し、県の協議会から実施地区に助成されるもので、本年は八木山地区で取り組みが行われるようになっております。

10ページをお願いいたします。商工費の観光費で、今後の観光の取り組みの基本とするため観光基本計画策定委託料を計上いたしております。サンビレッジ茜指定管理委託料は、18年度から5年間指定管理制度による委託を行っておりますが、19年度より利用料金制に変更するようにいたしております。観光拠点育成支援業務委託料は、まちづくり交付金を活用いたしまして、パンフレット、ポスターの作成、観光ボランティアガイド育成を行うものでございます。

11ページの土木費の都市計画総務費の都市サイン設置工事は、まちづくり交付金を活用いたしまして、市内案内板、誘導サインの整備を実施するものです。街路事業費で、水害対策の一環として取り組んでおります芳雄橋、飯塚橋の架け替え事業の県負担金を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。住宅建設につきましては、旧1市4町での建替え計画に基づいた事業を継続して計上いたしておりますが、本年度は、川島公営住宅、用地買収と造成工事、忠隈改良住宅6戸の建設が主な事業でございます。

13ページの教育費の小学校及び中学校振興費で、穎田地区の構造改革特区の関連経費を計上いたしております。外国人講師委託料は、小学校3学年以上の全クラスで年間19時間の英語の授業を実施しようとするものでございます。学校整備費の小学校の伊岐須小学校、中学校の飯塚第一中学校の耐震大規模改造事業は、本年度設計委託を実施するものでございます。職員室等空調設備設置事業は、職員室および校長室の空調未整備の学校において、合併特例債を活用して整備するものでございます。中学生海外派遣事業費は、8月に生徒25人を対象に実施するものでございます。幼稚園費の私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、本年度より市単独事業分を廃止いたしております。

14ページをお願いいたします。放課後子ども教室運営費補助金は、穂波地区で県の委託事業で実施いたしておりました子どもマナビ塾の後継として、全市で土曜日を実施する運営補助金でございます。文化財保護費の鹿毛馬神籠石敷買上げ事業は、国の補助事業で年次的に取り組んでおりますが、本年度は1億3993万7千円を計上いたしております。体育施設管理費の健康の森公園多目的施設建設実施設計委託料は、目尾地域振興基本計画の見直し計画に基づき、多目的施設整備のための委託料でございます。諸支出金の平恒観音山等土地開発基金保有土地購入費は、旧穂波町で基金により先行取得しておりました土地を買い戻すものでございます。

34ページをお願いいたします。この表は、投資的経費を款別に、予算額、財源内訳を記載いたしましたものでございます。

最後の36ページ、この表の最後の36ページでございますが、本年度の事業費の合計が、投資的経費は36億1893万6千円で、その財源の内訳の右端でございますが、一般財源は、15億8122万1千円となっております。この額は平成13年度から17年度の平均と比較いたしますと、平均値は、事業費は、116億円です。そのうち一般財源投入は約26億8000万円となっておりますので、19年度につきましては特定地域開発就労事業の終息の影響もありますが、事業費、投入一般財源とも非常に抑制した状況となっております。

40ページをお願いいたします。この表は基金の状況を17年度末残額、18年度末見込額、

19年度末見込額を記載いたしましたものです。積立基金の19年度末見込み額の合計は、中段でございますが、104億2401万8千円でございますが、このうち財源調整に活用できる基金は、財政調整基金と減債基金の2つの基金しかなく、年度末では18億2469万1千円となる見込みでございます。なお、18年度の決算で剰余金が発生した場合は、2分の1は財政調整基金に積み立てるようにはいたしておりますので、この分は若干増加する見込みはありますが、本年度予算も先ほど説明いたしましたように、25億円の財政調整基金の取崩しを行っておりますので、行財政改革計画の確実な実施が必要であります。今後の扶助費等の経常経費の伸び、あるいは国の地方財政対策の状況では、更に厳しい状況となることが予想されます。また、普通交付税は、現在、合併特例といたしまして、算定替えの措置がとられておりまして、合併11年目より減少し16年目より本来の算定となり、年間20数億円、18年度の試算では約25億円ですが、減額となりますので、そのことも念頭に置いた行財政の運営をしていかなければならないと考えております。

予算書をちょっと出していただきたいと思いますが、予算書の220ページ。

地方債の動きを認識していただきたいと思いますが、220ページでこれが地方債残高、これ一般会計のみの地方債残高でございますが、まず左の方から、前々年度末現在高と、前年度末現在高、本年中の起債の見込み額と元金の償還見込み額と19年度末の見込額ということになっております。前々年度末というのが17年度末になります。634億9900万円、18年度末が650億円になっております。18年度につきましては地域振興基金40億円の財源として38億円、新たに借り入れております。そういうものを含めまして、前年度と比較いたしまして15億の増ということになりますので、地域振興基金を外せばだいたい減少傾向になっております。また19年度末につきましては、約41億5000万円ほど前年と減額になりますので、一応事業は抑えた中で計上はいたしておりますけど、地方債につきましては減少傾向にあるということだけは認識していただきたいと思いますが、以上で、説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款ごとの質疑に入りますが、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数と費目を示して、質疑されますようお願いいたします。

まず「第1款 議会費」および「第2款 総務費」47ページから81ページまでの質疑を許します。

はじめに、質疑通告されております52ページ、総務費、「職員採用試験について」、上野委員の質疑を許します。

上野委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

52ページ、総務費、一般管理費、職員採用試験事務負担金についてお聞きをします。

今後の職員採用試験までにいたるスケジュール、教えていただきたいと思いますが。

人事課長

採用試験までについてのスケジュールということでございますが、今回予算に計上させていただきまして、今後確定といいますが、準備作業に入るわけでございますが、行財政改革の中で組織についての見直し、こういったものが進められておりますし、あと退職勧奨、これにつきまして今月いっぱいということ締め切りといたしております。それから穎田病院関係の医療職の職種変更、こういったものを含めまして、試験委員会を開催して実施時期を決定をいたしたいと。ただ一般的には、合併協議の中で統一試験、福岡県自治振興組合の統一試験を使用するというのを合併協議の中で決定をいたしております、統一試験につきましては前期が9月中旬、後期が10月中旬という形でございます。そういったスケジュールの中で進めてまいりたいと思っております。

上野委員

ありがとうございます。職員採用につきましては、ここにおられる幹部職員の皆さん方のように優秀な人材を採っていただかなくちゃいけないということで、各課と連携して早くスケジューリングを確定していただきたいというふうに思っています。次年度に向けて何か一言いただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

人事課長

次年度に向けてということでございますので、優秀な職員が採用されるよう精一杯努めたいと考えております。

委員長

次に52ページ、総務費、一般管理費、保護司会補助金の現状について、原田委員の質疑を許します。

原田委員

おはようございます。52ページになります。まず、保護司会の合併後それぞれ組織が変わってきたと思いますが、この組織は今どのような形態になっているかをまずお示しください。

総務課長

現在、飯塚市保護司会飯塚区保護司会、それとその下部組織といいますが、飯塚区保護司会飯塚支部というものがございます。飯塚区保護司会のほうは旧2市8町の105名の保護司の方々が所属されておりまして、更生保護事業の発展のために各種研修事業、そういったものを行っていらっしゃいます。また、飯塚支部のほうは合併によりまして旧1市4町の67名の保護司の方が所属されて、それぞれ活動を行っていらっしゃいます。

原田委員

上部組織、下部組織というような説明かと思いますが、重複するような受け止めをしたんですが、そこらへんはどうでしょう。

総務課長

保護司会につきましては、国の政令によりまして保護区というものが定められております。従いまして、この飯塚区保護司会というものにつきましては政令で定められた保護司会ということになるかと思います。飯塚支部につきましては、従前合併前は2市8町のそれぞれの支部はございましたが、現在は新飯塚市としまして67名の方々が、先ほどご答弁いたしました、所属されているということでございます。活動の内容としましては、飯塚区保護司会のほうはもっぱら各種の研修事業のほか他の機関との連携や広報活動、組織強化の取り組みといったものになっております。一方支部のほうにつきましては、支部活動としまして情報交換会のほか、会員さんの身近な支援、自主研修、社会を明るくする運動や、暴力追放などの街頭活動、こういったものを行っておりまして、そういった意味では役割分担といったものがあるのではないかと、というふうに考えております。

原田委員

内容についてはわかりましたけれども、それでは平成18年度から平成19年度予算に比較いたしまして、前年度と比較してどのくらいの削減になっておるんでしょうか。おしなべて10%くらいカットという話は聞いておりますが、具体的なものでお示しいただきたいと思えます。

総務課長

平成18年度におきましては、旧1市4町という金額ということになりますけれども、トータルで38万7000円でございます。これは行革によりまして10%削減いたしまして、本年度は34万9000円ということになっております。また、支部のほうにつきましても、平成18年度は1市4町トータルで46万1900円でございますが、これも10%削減いたしまして、41万6000円ということになっております。

原田委員

保護司の方々というのはですね、こういった教育理念に基づいたもので、健全教育というものを支えている方々なんですよ。もちろん活動の中で持ち出し、自分の持ち出しをされてある方々が非常に多いんです。この行財政改革というものが健全育成の立場から言えば、逆に青少年の犯罪等が増加している現在、引き上げてもおかしくないような中で、行財政改革という名の元に10%カットになっている。行財政改革そのものの自体について話が移行する部分もあるかと思いますが、関連がありますので委員長、ちょっと許可をいただきたいと思いますが、これが行財政改革に値するかどうかということなんです。行財政改革の対象とすべきであったかどうか。きめ細やかな審査があったのかと思うわけでありまして。ただおしなべて全部が全部10%カットになったのか、それともそれぞれの項目において検討がなされたのか、保護司というのはやはり教育の中の一歩基本的な実働部隊といえるわけです。この辺の検討がどのように行われていたか、なかったのであればどのような意味合いでなかったのかお尋ねをいたします。

総務課長

いま質問者のほうからご指摘のとおり、保護司の方々につきましてはほとんど手弁当といえますが、たとえば支部のほうでも会費をそれぞれ75万8000円出されて負担されていらっしゃる。また、保護区のほうでも会費を92万2000円負担されてやってらっしゃいます。ボランティアでやっていらっしゃるということで、私どももその分につきましては行政として支援ができないかということとを常々検討しているところでございます。去年は保護司会の活動拠点を確保するために旧シルバー人材センターの事務所を提供してまいりまして、今光熱水費だけの負担で活動拠点として利用されているといったような、側面からの支援ということで努めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

原田委員

手弁当で実際活動が行われているということは認識されておるようでございます。そのうえで削減をご理解いただきたいというのはちょっと矛盾しているような気がするんですよ。とにかく手弁当で今されているのは事実であります。実際にその中で空き缶、アルミ缶を集められて活動費に当ててある、そういったこともされてあるんです。ぜひこれにつきましては予算、おしなべて10%カットというような方向に行っておるようでございますけれども、やはり実情に応じてこちらへは再度検討いただきたいと思うわけでありまして。この保護司会の全体における教育に対しての役割というのはどのような見解をお持ちか最後にお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

総務課長

ご承知のとおり保護司につきましては犯罪者予防更正法に基づきまして保護監察官では十分に行き届かないところを補うということとされております。保護監察官の人数が絶対的に不足しているという現状の中で、更正を支援する活動の担い手として保護監察会よりも保護司が主にあたっているというのが現実でございます。犯罪や非行に陥った方が保護観察を受けということになりますと、対象者と面接して、生活状況を調査したり、いろんな約束事を守るように指導したりといったような、夜も活動をされているというような状況がございますので、市としましてもこうした手助けをする公的なボランティア制度といったものを十分認識しておりますので、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

原田委員

昨日の総務委員会の中で手数料条例の値上げ、仮にこれを値上げするのであれば、今後は今まで以上の市民の皆さんに対してのサービスをするべきであると、そういった意見等も出されております。これは逆の立場なんですよ。保護司さんの手弁当の活動によって行政側がむしろサービスを受けているんですよ。それをきっちり吟味することもなく、私は審査することもなくただおしなべて10%カットしたんじゃないかと、このように理解をしているところでござ

います。今後はこういった金額的な、たいした金額ではございません。しかしながらこの意味合いを十分にお考えいただきたい、そのように深く要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:01

再開 11:07

委員長

委員会を再開いたします。次に52ページ総務費文書広報費、情報公開審査会について川上委員の発言を許します。

川上委員

52ページ、総務費、文書広報費、予算書では下から2段目にあります。情報公開審査会についてお尋ねをいたします。

まず審査会委員報酬が8万9千円とあります。情報公開審査会の構成と役割をお尋ねします。

総務課長

情報公開審査会につきましては、飯塚市情報公開条例の22条に基づきまして5名の委員さんがいらっしゃいます。目的としましては、情報公開に伴う非公開につきまして異議申し立てを審査する期間ということになっております。

川上委員

それで異議申し立てまでいかないものも含めて、情報公開のこの間の請求件数と開示、非開示の状況、どうなっておるかお尋ねします。

総務課長

平成18年度におきまして、本市におけます情報公開の決定状況の内訳をご説明いたします。

18年度におきましては、情報公開の請求件数は77件でございました。内容としましては公開というふうにしたものが39件、それから個人の住所・氏名・印影等を一部非公開とする部分公開が36件、非公開が1件、それから文書の不存在が1件というふうになっております。

川上委員

それは18年度のことだと思いますが、どういう場合に非開示になったのか、その1件、18年度で言えば。事情をちょっと聞かせてください。

総務課長

平成18年度におきまして、非公開といたしました請求は、岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事に係る事件に関する調査報告書の1件でございます。

非公開といたしました決定理由としましては、本報告書の内容の大半が検察庁から提供を受けた刑事確定記録の写しという書類を元に構成されたものであります。この刑事確定記録といいますのは行政文書ではございませんで、市での公開は行わないようにという検察庁からの指示を受けたものでございます。したがって、飯塚市情報公開条例の第8条の第3号のイに該当すると。これは国等の行う事務事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるものというものに該当するというふうを考えられます。またこの本報告書の検察庁から提供を受けた資料以外のものにつきましては、懲戒処分に関係するものもございましたので、この報告書に係る事件が、懲戒処分のほか係争中という事情もございましたので、全ての文書を非公開としたものでございます。この懲戒処分に関係するといいますのは条例で申しますと同じく8条の第1号というところに該当いたしまして、この懲戒処分に関係するものというものは非公開というふうにしておるところでございます。また係争中であるという事情につきましては、条例に基づけば同じく8条の第3号のウというところに該当いたしますが、内容としましては公開することによって捜査または公訴その他公共の秩序および安全の維持に具体的な支障を及

ぼすことが明らかなものというものに該当するというふうに考えられました。

川上委員

この岩崎浄水場膜処理機械設備工事に係る事件に関する調査報告書。これは4月議会でも本会議で質問したところがあるんですが、これは1月に上下水道局がまとめたんですね。

これは例えばの話してまずけども、市民の情報公開請求に対して今言われたとおり全面非公開なんです。それで今理由が3点ほど述べられておるんですが、検察庁の刑事確定記録をベースにしたものであって、検察庁が公開するなと言ってるということなんですね。裁判はもう終わってるわけですよ。有罪確定してるじゃないですか。そういうものが、これ本来然るべきところにいけば、別の形で情報公開で取れる中身ですよ。情報公開でなくても弁護士が行けば取れる中身ですね。それをそのままではなくて、それをベースにした資料が飯塚市の調査報告書になるとそういうボックスというか、ブラックボックスでもないでしょうけど、通ると非公開になると。今不思議です。それから係争中というふうに言われましたね。これは住民監査請求のことだろうと推測するわけですけども、それが先ほど言われた理由に、何と言われましたかね、公共の・・・、何か大変驚くようなこと言われたんですが、これについてのお金の使い方、税金の使い方が非常におかしいということで市民の方が監査請求した、棄却した。住民訴訟している。その関係で、関係があるから出せないということなんですよ。非常に不可解です。4月の時には上下水道はもう、3番目の問題ですよ、懲戒処分の問題、この問題についてはもう解決済みですね、その段階では。そういう状況の中でも上下水道は関係課との協議を行いながら個人のプライバシーに係る部分もありますので検討しながら、今後関係課協議を行いながら、報告したいという答弁だったんですよ。現在まで情報公開しないという考えは変わってないんですね。変わってますか、変わってないんですよ。それで私は今言われたような制約というのは条例を拡大解釈して、あえて行政に不都合なものは市民の目に触れさせないというような措置をとってるんじゃないかと思うわけです。ここはその辺の制約は、情報公開を基本的に進める立場とは相容れないと私は思うんです。そこで今後個人情報については、必要に応じてキチンと保護しながら情報公開を推進する立場から基準を見直すべきやないかと思うんですね。その辺はいかがお考えですか。

総務課長

本市の情報公開条例の第1条に、目的というのが示されておりますが、この制度は住民の知る権利と地方自治の本旨に則りまして、市が保有しております情報を積極的に公開することによりまして市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進しまして、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与するということを目的としております。従来は非公開としておりました公共工事の設計金額につきましても、事業完了後などの一定の条件が整えば公開するように、現在関係各課の理解を得ながら、情報公開のあり方について検討を重ねているところでございます。また実績としまして、先ほど申し上げましたように77件の請求に対して非公開としたのは1件だけということで、性急に努めておるところでもございます。このように実際の情報公開事務におきましても、これまでと同様にこの目的を十分に認識した上で常に見直しを行いながら運用の適正化に心がけてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

答弁よくわかりませんね。それでね、はっきり言うと行政が市民には出たくないものは出さない。いろんな理由つけて出さない。こういうことが前提にあってこの条例を、あるいはそこで示された基準を解釈して運用していくならば、住民がどうしても必要だというものが出てこない。とりわけ税金の使われ方が適切かどうかというのは一番今市民が関心を持っておるところですよ。そういうのを私に言わせれば第三者行政機関、司法機関の責任にしてそちらから要請があるから出さないと。そういう第三者の行政機関、司法機関は然るべきところでは出し

てるんだから、飯塚市の態度おかしいですよ。だからここは基準をキチンと見直す必要があるんだけど、その根底にはやっぱり情報公開進めるんだという覚悟が要りますよ。先ほどその資料請求した関係とは相通ずるものがあります。この点を指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

委員長

次に59ページ、総務費、企画費、インターネットについて原田委員の質疑を許します。

原田委員

59ページになろうかと思います。委託費の中にあります13ですね。何分この委託費の中に費用が記述されておりませんので、比較その他非常に難しいわけでございますけれども、まずインターネットの現状とその活用方法についてお尋ねをいたします。

情報推進課長

インターネットの端末は昨年合併いたしました折にどのように設置するかということも含めて検討いたしまして、一応各課、各出先、それも全ての出先を含めるわけですが、そこに1台ずつ配付をしております。今のところ市役所全体ではそういった出先も含めまして約270台の端末を設置をしております。実際にどのように活用してるかということに関しましては、各課のそういう端末を設置しておる場所で、業務に必要な情報の収集に利用するというのが大原則でございます、それにつきましては例えば通常が国とか県とかそれから自分が業務に関係している機関の情報を取得するといったことが主な需要でございます。また中には他の自治体、他市の状況を調べるということもその中に活用しているという事例が私どもの実態の、ログファイルを見ているわけですが、その中ではそういったものが多く見られているというのが現状でございます。

原田委員

課に1台、閲覧できるPCが置いてあるということでございます。これは実務の中で非常に不便ではなからうかと思うわけでありまして。情報収集を各関係機関等のものをネットで収集しても、じゃあこれをプリントアウトして保存するかという問題になります。プリントアウトしたものを、それを見てまた自分のパソコンにデータ入力するんじゃ、とてもじゃないけども実働的に困難な作業であると、これは必然的に思えるわけです。そこで多分、これは私の想像になるか、実際にあってるか分かりませんが、USBのスティックメモリあたりを使って、そこにデータを保存して、自分のPCにデータを取り込んであるのではなからうかと。これが実情ではないかと思うんですが、そのあたりはどういった作業が行われてあるか、説明をいただきたいと思います。

情報推進課長

今お尋ねの件に関しましては、委員ご指摘のとおり、実際自分が業務してる端末と、今言いましたように各課に1台ずつしか配付しておりませんので、必要な情報はプリントアウトする、あるいは今言われましたUSBのフラッシュメモリ、あるいはフロッピーディスク等の外部媒体を使ってデータを、データといっても通常は国、県であればPDFファイルが一番主でございますけれども、そういったものを落として自分のパソコン、業務パソコンに落として、それを関係各課の職員でグループウェア上で見るというふうなことが今の現状でございます。

原田委員

そうなりますとフラッシュメモリ、スティックメモリ、フロッピーにつきましても、この管理というのは非常に重要ではなからうかと思うわけでありまして。今年の何月かちょっと記憶に残っておりませんが、ある教師の方だったと記憶にあります。引ったくりにあって、中にあったメモリがそのまま持っていかれて、その方が教師であったもんですから、個人情報が入ってあったと。流出する恐れがありますということで新聞等に掲載がされておりました。そういう危険性があるようなスティックメモリだのを使うのはいかがなもんかと思うわ

けであります。旧1市4町である、いろんな旧区では、それぞれのパソコンがもう既に個人がウェブが観覧されておりました。ですから当然その中にデータを移行する必要もありませんのでスティックメモリも必要ない。ただしその中にはやはりセキュリティの問題が多々あるかと思えます。このウェブの利点、これについてはどのようにお考えかお示しをいただきたいと思えます。

情報推進課長

今ご質問の中で、最初の方にご指摘のありました、より危険性があると。それからそういう事件があったということに関しましては、私ども非常に懸念といたしますか、危惧をしております。その件に関しましては、今まで機会あるごとに所属長会議であるとか、グループウェア上の掲示板であるとか、そういったところに関しまして、非常に危ないのでUSBに落とさないでということと、それは実際にやってるわけですけど、今おっしゃってるようにインターネットから持ってくる時にはそれしか方法がないじゃないかという部分に関しましては確かにそういうことでございまして、ただそのインターネット上から持ってくる分に関しましては、先ほどどういうふうな利用をしてるかというご質問の中で、通常は国あるいは県、あるいは他の自治体のデータということでございますので、一応それは公開されてるデータでございますから、通常は個人情報といったものは存在しないというふうに理解はしております。ですからそういった面からいきますと今おっしゃってる部分に関しまして、どのようにということであれば、そういったデータの内容によっては今のところ認めているという形では、インターネットに関してウェブの使い方に関しては、そういうふうには情報推進課としてはそういうふうには活用を進めさせているという状況でございます。

原田委員

最後のあたりで質問いたしましたいわゆるウェブの開放ですね。これについてお答えがなかったように思いますが、ウェブの開放についてはどのようにお考えでしょうか。

情報推進課長

委員から今ご質問のありましたウェブの開放という面は、多分、職員の机上の端末でインターネットにアクセスできないのかということだと思いますので、それに関しましては、実は合併時に1市4町の電算担当者で集まりまして、実はネットワークどういうふうにするかということが大きな議論になりました。確かに今委員おっしゃってます業務端末でインターネットを見ているという自治体もございました。ですからどういうふうにしようかということで話し合いをしたわけですが、一応1市4町の中での担当者の中で、話の中では業務系といわれるものと情報系といわれるインターネットが一緒のラインで走るという部分は、もちろんセキュリティ上いろんな方法をかませれば可能であるということは私どもも理解はしておりました。ただその中で私ども頭の中にあるのはどうしても安全性というものがどうしても頭から離れませんでしたので、いろいろ技術的な問題はクリアできるだろうということは思ったんですけども、とりあえず合併の状態の中で、1市4町の非常に大きな先ほど言いました270台置いても、そういう状況の中では非常に安全性を考慮して別のラインがいいんじゃないかということしております。ただそれと、実は今現在私ども毎日インターネット側のファイアウォールを私ども職員も見てるわけですが、実はポートスキャン、これ専門的な用語になりますけれどポートスキャンとかでそういったいろいろなアタック、悪意のアタックですけども、そういったものが国外、国内から頻繁に私どものウェブサーバーに対して行われております。それについてはキチッとガードをかけて、最新のファームウェアでキチッとやってるわけですが、やっぱりそういった問題も1つあるということ。それからもう1つは今まで国の機関であるとか、それから自治体のホームページが外国からのアタックによって書き換えがあったというふうなことも実際問題として起こっております。私どももそういったものがまだ完全に危険性が払拭できてないという状況でございますので、今から先どうするかという問題に関し

ましては今委員ご指摘のありましたような利便性の問題、それからUSBだとかそういったものを持ち歩かないという安全性の問題、そういったことも含めてやっぱり今から先の問題としては、270台が別にあるということも非常に問題だと思うわけです。その270台が別にお金としてかかってくるわけですから、費用対効果、それから全体の効果ということ考えますとやっぱり私どもも1台にまとめた方が便利であるということは思っておりますので、安全性の確立の動向といいますか、そういったものを勘案しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

原田委員

検討していくというふうな言葉だけは聞こえましたけど、とにかく安全性ということは私も十分に理解をいたしておるところでございます。確かに国のホームページも書き換えられた事件ございました。それからポートスキャンとかそういったかなりの悪意の攻撃というのはあっているようでございます。しかしながら、危ないからといって臭いものにフタをするというような形でもうより安易な方向に行っても私は事務改善にはつながらないのではなからうかと思うわけです。やはりそこにセキュリティに対してご努力いただきまして、ぜひその方向性として進んでいただきたいと、このように考えております。これは最後要望ということで終わらせていただきたいと思えます。

次に、飯塚市のホームページ、これ書いてありますが、管理委託料と、これはどのような体系になっているのかお尋ねをいたします。

情報推進課長

いま合併いたしまして飯塚市のホームページの更新につきましては市内のベンチャー企業との指名競争入札で、これを出す前には産学振興課ともいろいろ協議してきたわけですが、市内のベンチャー企業でできるものであれば出したい、ということがございましたので、これだったら大丈夫じゃないか、ということで市内のベンチャー企業との指名競争入札によっていま契約を結んでおります。いま本庁職員の勤務時間に合わせまして情報推進課になるわけですが、必ず一名の社員が出勤いたしまして、更新用のパソコンを置いております。そこから逐次、毎日最新情報を更新を行っている、それには各課からこういうふうに変えてほしいとかあった場合にはその社員がホームページのレイアウトとか写真の貼り付けとかそういったことをすべて行って、一応つくりますと依頼課に対してこういうのをつくりましたけど、どうですか、という確認をして、依頼課のほうの所属長のOKをもらってそれをホームページのサーバーにデータを送ってアップしていると。いま契約をしておりますベンチャー企業が採用しております、うちに派遣しております社員は九州工業大学の学生が全部当たっております。3人が4人がローテーションでしておりますので、専門的知識も有しておりますので、各課からの要望にすぐ応えられるというような状況でホームページの更新をしておる状況でございます。

原田委員

内容については大体理解ができました。では、職員がやる場合と比較いたしまして、対費用効果はどのくらいになりますでしょうか。説明を求めます。

情報推進課長

今と同じような状況をもし構築するとしますと、職員が0.5～1人必要じゃないかというふう思うわけですね。そうすると年代によりまして、500万円、600万円くらいの人件費がどうしてもかかってくる、と。今契約しておりますので約300万円程度だったと思うんですけども、いま資料を手元に持ちませんけれども、そうしますとやっぱり費用的な面から行きますと非常に効率化はできていると、それともうひとつはベンチャー企業にも仕事があることに出ていっているということで私どもとしましても意義があることではないかというふうに理解はしております。

原田委員

費用対効果のことはよくわかりました。たしかに費用効果はこのように出ているようでございます。まして九工大の学生数名が勤務という形態をとっているというようなことでございます。こういったことが行財政改革ではなかろうかと思うんですよ、先ほどの話を蒸し返すわけではないんですけれども。ぜひこういったことは進めて、これは非常に素晴らしいことではないかと思います。ただこれだけ見ましても金額も何にも載っておりませんのでどのくらいの費用効果があるのか、またどういう形態になっておるのかわからなかったものですから質問させていただきます。ありがとうございました。終わります。

上野委員

今のホームページの管理の件ですが、毎日更新をされていると言われてましたが、平日の通常時間、毎日で間違いはないですか。確認させていただきます。

情報推進課長

今お話ししましたように、ベンチャー企業との委託契約は勤務時間中に社員が1名、必ず来るということの中で、必ず1名はそこにおりますので、各課から、各課が、全て管理そのものは、内容につきましては、各課が責任を持つという形をとっておりますので、各課がここをこう変えてほしいというふうに持ってくればすぐに変更をかけていくという形をとっております。

上野委員

それではお聞きします。5月1日に関ノ山キャンプ場のホームページがまだ作業中で閉鎖だという表示がありまして、すぐ担当確認しましたら間違ってますと、実はもう開いてますという返事で、ホームページ直してくださいというふうにお願いをしておりました。で、ホームページが訂正されたのが5月8日の火曜日、ちょうど1週間後で、これゴールデンウィークの真っ只中で、各家庭、子どもさん持たれてるところは非常に困ったというような報告というか苦情が来てるんですが、これはどうしてですか。

情報推進課長

今上野委員からのお話の部分は私もその後で聞きまして、結局今私、前からお話してまうけど、各課から上がってくる段階の中で、書き換えの部分が連絡がうまくいってなかったというのが一番の大きな原因だと思います。そういった問題がありましたので、各課に対しましても、そういう情報を最終の情報にするように気をつけてもう一度見直しをしてくれというようなことで今通知も出してしております。

委員長

続きまして、総務費、企画費、筑豊横断道路建設促進期成会負担金などについて川上委員の質疑を許します。

川上委員

60ページ、総務費、企画費、筑豊横断道路建設促進期成会負担金、3万円などについてお尋ねします。

この期成会の活動状況、お尋ねします。

国県道対策室主幹

この期成会は筑豊横断道路建設促進期成会と申しまして、沿線および周辺自治体29団体で構成されております。

会長は飯塚市長であり、事務局を国県道対策室が務めております。活動といたしましては、総会を年に1回開催し、また国土交通省、財務省および地元選出国會議員に対しまして、年2回の要望活動等を行っております。

川上委員

この筑豊横断道路というのは国道201号バイパスのことですね。

それで、今年3月、鶴三緒から庄内まで暫定供用が始まったわけです。交通量はもともと多かったんですけれども、この暫定供用開始によってさらに交通量増えております。立体交差予

定だったのに平面交差となった県道飯塚山田線との上三緒交差点、ここは飯塚東小学校や第二中学校の児童生徒の通学路、メインの通学路なんですね。安全対策が求められる。こういう要望が地元からも学校からも出されてきたわけです。こういう状況があるにもかかわらず、国土交通省はほとんどまともな安全対策もせずに、暫定供用開始期限だけを優先して平面交差、立体交差を見送って平面交差で実施したんですね。それに対して市として国土交通省北九州事務所に安全対策の要望されたと思うんですが、どういう取り組みを行い、どういう改善が行われたかお尋ねします。

国県道対策室主幹

今、国道201号バイパスと県道飯塚山田線との交差点での交通安全対策等についてでございますが、この交差点は飯塚東小学校、飯塚第二中学校の通学路に指定されております。国土交通省にお尋ねしましたところ、この交差点の立体化につきましては、建設用地の用地問題等がありまして、今まで暫定的平面交差ということでしてございましたも、今年度に入りましてその用地問題が解決したということで、今年の10月に工事着手を予定しているとのことでございます。地元自治会等と調整を図りまして、7月18日にも地元住民説明会を開催する予定としております。

川上委員

それは今後のことですね。

それでこの間の市としての国への働きかけ、どうしたのか。それからどういう改善が行われたかお尋ねしてるんです。

国県道対策室主幹

国土交通省に対しましては、安全対策について、通学児童を含む歩行者の事故防止のために供用開始から交通誘導員を配置して歩行者の安全確保に現在努めているところでございます。今後の安全対策につきましては、国土交通省に確認しましたところ交通誘導員を、先ほど言いました今年度立体化に向けて10月に着手するというところでございますの。引き続き交通誘導員を配置するという報告を受けております。

川上委員

市長実は、ここの問題については旧飯塚市議会でも採り上げておったわけです。

福岡県にこのことについて共産党として要請する機会があって、私もお話をしたんですよ。そのときの担当課の回答というのはすごかったですよ。

飯塚市の子どもたちが、あなた方が作ろうとしている、まあ福岡県も一緒ですからね、作ろうとしている道路を平面交差によって、通学時間帯を中心として安全が脅かされようとしていると。それで飯塚市としては道も作ってもらいたいけれども、安全確保をキチンとやってもらいたいということで市長も言われておると、これは旧市長ですけども、述べたときに福岡県は飯塚の子どもでしょと言ったんですね。飯塚市民の子どもでしょという言い方なんです。うちは県ですよという態度なんです。大変驚いたわけですけども、市長も期成会には行かれておりますので、要望書の中にキチンと道路建設推進だけでなく、安全というのをキチンと書き込み、そしてそういう場においては、各所で信号が必要だとか、いろんな問題あると思うんで、安全確保については特に重視して取り組んでいただきたいというふうに、これは要望して質問を終わります。

委員長

続きまして、62ページ、総務費、地域振興費、潁田地区まちづくり推進自治公民館活動助成金について、佐藤委員の質疑を許します。

佐藤委員

62ページ、2款総務費、1項総務管理費の中で、潁田地区まちづくり推進自治公民館活動助成金とありますが、その目的、内容、趣旨についてお伺いします。

穎田支所総務課長

各行政区には旧町内会の組織と公民館の組織とあり、まちづくりシステムによるまちづくりは各町内会を通して進められてきました。このまちづくりを円滑に推進していくには、これらの組織を統合し、整備する必要がありますが、平成12年に統合・整備し、行政区の組織を公民館組織へ移行させ、自治公民館制度を構築したものであります。目的といたしましては、地域住民の親睦と教養を高め、生活向上を図り、よりよい家庭や、より住みやすい、より暮らしやすい地域づくりを目指し、もって住民福祉に寄与することを目的としております。

佐藤委員

この予算、435万2千円が充てられているわけですね。その具体的な内容が分からないんですが、その活動内容についてお示してください。

穎田支所総務課長

活動内容につきましては、自治公民館まちづくりの目的達成のために専門部会を設置しております。活性化部会、生涯学習部会、保健体育部会、環境部会で構成されております。活性化部会では地域の活性化や伝承行事などに関する事業、生涯学習部会では各種の講座や教室、青少年や関係団体の育成、人権などに関する事業、保健体育部会では、体育やレクリエーション、住民検診の推進や健康講座、高齢者の福祉などの事業、環境部会では環境の美化や環境衛生、花いっぱい運動、防犯や交通安全などに関する事業を行っております。以上のそれぞれの部会で目的達成のための活動を行っております。

佐藤委員

今の答弁でもまだここに穎田地区のまちづくり推進自治会ですかね、そこに特別に予算を下ろしているという状況が全く見えません。私が聞いたところ、何か市が、行政員がだいたい通常行うところを自治でやってもらっているから特別にお金を出しているんだということを聞いたことがあります。そういうことが事実でしょうか、どうでしょうか。

穎田支所総務課長

お答えします。穎田地区まちづくりの自治公民館の目的を達成するために、実施予定の主な事業は各自治公民館がテーマと具体的な目標の計画を作成いたします。具体的な事例といたしまして、活性化部会では子ども山笠の充実、獅子舞、盆踊りの継承や保存、あいさつ運動の推進、グラウンドゴルフ大会の実施、歴史・文化・芸能の継承などの事業を計画しております。生涯学習部会では、人権問題地域懇談会や教育会議等の積極的な参加、保健体育部会では体育会、ウォーキング大会、グラウンドゴルフ大会の充実、ソフトボール大会への参加等、環境部会では休耕田を利用したコスモス園づくり、生活道路の周辺の草刈や清掃、公民館内の周辺の清掃、環境の美化や環境衛生、花いっぱい運動、空き缶拾い、カーブミラーの点検・清掃、桜の木の消毒等の計画をいたし、事業を行っております。

佐藤委員

それでは通常の自治会、公民館活動との違い、このまちづくり推進自治会との違いをお示ししていただきたいのと、通常ほかの旧市町村で行われた事業、例えばそれが全市的に広がるのであれば予算カットをされてません。ほかの分、独特な部分は予算カットされて、全市に広がらない部分は予算カットされてますが、そことの関連性もお伺いいたします。

穎田支所総務課長

それぞれのまちづくり公民館活動でございますが、それぞれの自治公民館がそれぞれの活性化部会、生涯学習部会、保健体育部会、環境部会のそれぞれの部会での活動を数多くの活動を行っているところが特色ではないかと考えております。

佐藤委員

それはうちの地域でもやってることなんですが、それが特別なんですか。

穎田支所総務課長

この穎田地区ではそれぞれ各自治会ごとに多くの、それを継承していく、長くやっていくというところが特色ではないかと考えております。

佐藤委員

聞きたいことの答弁になっていないと思うんですが、その辺お取り計らいをお願いします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:53

再開 13:30

委員会を再開いたします。

総合政策課長

旧穎田町の取り組みにつきまして、少し説明をさせていただきたいと思っております。穎田地区まちづくり推進自治公民館制度についてでございますが、旧穎田町では協働のまちづくりを目指し、地域のことは地域で取り組もうといたしまして、自治公民館制度を平成12年度から発足し、自主的運営をされております。この内容は地域コミュニティ先進地でございます宮崎県綾町の取り組みを参考にされたというふうに聞いております。地域づくり、健康づくり、青少年育成、団体の育成等を取り組みの大きな柱といたしまして、効果的に実施するため、穎田地区、それぞれの自治公民館単位で推進し、地域住民の方の多くの協力が得られておるところでございます。

佐藤委員

ちょっと私が物分かりが悪いのかどうかわかりませんが、それでも通常の自治公民館活動とどう違うのかははっきりした視点が私にはわかりません。

通常公民館は公民館費払って、私たちが払って公民館の運営していただいているんですね。それでなおかつそういうこともやられておると私は理解しておりますので、今度の予算につきましては平準化という名の下に地域で特色あったものも切り捨てられておりますので、ちょっとまだ納得いきませんが、そうしたら今後そのことについてどうされるのかお聞きいたします。

総合政策課長

穎田地区のまちづくりの取り組みにつきましては、午前中から説明をいたしましたように、歴史的背景、また特色ある取り組みというふうに私どもは思っておりますが、そういう取り組みを積み重ねておるといふふうに認識をいたしております。今後でございますが、この地域とほかの地域のそれぞれの活動を見ていながら全市的な視点に立って、また各地域の声を十分に拝聴いたしまして、庁内関係各課とも協議・調整を図り、今後検討を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

人見委員

今のような答弁で、必ず欠けてるところがあるんですね。例えばこうした問題については、合併後3年以内までにはとか、5年以内までにはキチンと公平、地域間の公平性だとか、諸々、要するにここの地域は先進、この新しい飯塚市でも先進地としての役割を今後とも果たしていただくためにはこうするんだとか、少なくともこの数年、明確に何年間とか、だからそういう期限が一つはないと、来年やるのか、いやいやまた来年同じことを聞かれて、また同じような答弁の中で、またぞろ翌年につながっていくのかとかこういうふうなことにもなっていくのではないかというような気がするんで、そのあたりもう一度何か今後、今後で止まるのか、数年かけてとか、明確にそういうふうな期限を切って取り組むのか、そのあたり答弁願えます。

総合政策課長

今委員申されましたように、この地域コミュニティは新飯塚市にとりましても大きな課題でございますし、早急に取り組まなくてはならないというふうには考えております。いつまでという時間につきましてはちょっと言えるところではございませんが、今年の、本年19年度が

らの体制を見ましたときに、この地域コミュニティ、協働のまちづくりを目指しまして本市といたしましても、そういう体制も整えまして、これから本当に取り組んでいかないといけないということでの体制も整いつつございますので、なるだけ地域の皆様方のご希望に沿ってがんばって行きたいというふうにお答えしたいと思います。

人見委員

これ意見でとどめておきたいと思いますけれど、この活動保険料の助成と、その上の協議会補助金と合わせると500万円超えてるわけですよ。これはやっぱりある意味では突出した金額に当たるのではないかという気がいたしますんで、この中身の精査だとか、もっともっとしていけば本当にそうなんだろうかというところが出てくるかもしれないし、そのあたりを重々踏まえて今後検討していただきたいし、決して旧穎田のこういうやり方がまずいとか、こういうふうなことを全く否定してるわけじゃないんですね。金額がやっぱり、そして1地域だけがこのような形で残ってるから、当然のことながら合併後の数年だという認識でしかないわけですよ。その数年の期限すらもまだ明確になってない。そういうものでいいのかどうか、地域づくりの今後の考え方と併せて後はっきり、やっぱりさせていく必要があるかと思っておりますのでよろしく検討方お願いしておきます。

上野委員

確認させてください。

穎田まちづくり等のこの予算、確かに金額だけ見ると大きい。私は大きすぎるとは思いませんけども、ただこれは先日決定された第1次飯塚市総合計画基本構想案、21ページに北東田園市街地地域というところが記載があります。ここに穎田町全域がスッポリ入ってしまうんですが、この中に既存の生涯学習施設や昨日を核に何たらかんたらと、そして最後に本市における生涯学習に関する情報発信機能の整備を推進しますと。これ10年計画です。この中にスッポリとまちづくりの計画が入ってるんじゃないかなというふうに私は理解、認識しております。その上で18年度までは社会教育費に上がっておったこの費目が今年度総務管理費に上がってきて総合政策担当の下、進まれていくんじゃないかなというふうに認識しております。20%減、非常にこれ心外ですけども、今年度に関しては行財政改革の一環ということで、この点に関しては質疑を控えさせていただきますが、この認識でいいのかどうか企画調整部長、担当部長として答弁をお願いできますでしょうか。

企画調整部長

突然のご質問をいただきまして。

これからの活気あるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんと行政とが一体となった協働のまちづくり、それから地域のパワーを十分に生かした地域コミュニティ活動が重要であると同時に、本市の重点施策でもあります。これを早急に取り組みまして、本来の活気ある飯塚市のまちづくりに推進していきたいというのが私の気持ちでございます。本年の4月に市民活動推進課が設置されまして、そしてこの課を中心にしまして今地域コミュニティ活動の調査研究、さらには地区懇談会等々も開きまして、住民の皆さん方にご理解を賜っているところでございます。この地域コミュニティのさきがけといいますか、先進的な活動をなさっているところがこの穎田地区のまちづくり推進自治公民館活動ではないかというふうに私も理解いたしております。この穎田地区におきましては、いろいろな特色ある活動をなさっておりまして、このように地域と行政とが一体となりました地域コミュニティ活動を全市的に広めて行きたいというのが市の方針でございます。今ご質問者ご指摘のように、総合計画の中でも、そのような位置づけを明確にさせていただいております。先ほど総合政策課長が答弁しましたように、これからの地域コミュニティ、協働のまちづくりを推進していくためには、この穎田地区のまちづくりを参考に、さらにはまた他の先進地での事例も十分に参考にしていきながら、この2、3年のうちにこの地域コミュニティの確立、本市の地域コミュニティ組織の確立に向けて推進

していきたいというふうに考えておりますので、その点でご理解を賜りたいと思っております。

佐藤委員

今の言い方だと、潁田方式を全市に広げるという理解でよろしいですか。

企画調整部長

そういうことじゃなくて、こういう潁田地区の活動も1つの視野の中に入れての中で、今考えてます地域コミュニティ組織づくり、これについても十分に検討していきながら、本来飯塚市のあるべき協働のまちづくり、そして地域コミュニティ組織の確立に向けて推進していくという答弁でございます。

人見委員

だからこそ、数年かけて、そうしたモデル地区を設定しておるんですというはっきりした文言に今なってるのかなってないかも聞いてるとあやふや、そのためにこの金額がかかっておるんですと。これを広げていこうとすれば、潁田の今、この協議会の人口いくらですか。何名ですか、人口は。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:44

再開 13:45

委員会を再開いたします。

潁田支所総務課長

潁田地区の人口は約6900人でございます。世帯は約2700世帯でございます。

人見委員

同じようなこの協議会を設置していただいて、全市的に、単純に計算するととんでもない数字になっていくはずなんですよね。そうすると、先進事例としても、例えばこの成果をどうやってみていくの。どういう尺度でもって、どういう要素を絡めて、この地域づくりが明確に全市に広げるに足る成果を上げてると、こういう評価基準なり、そうしたものをどのように考えていくのか、そのあたりはちゃんと持ってるの。部長どうですか。これから進行管理していく、キチンと、評価基準を持って。だからこれだけの金額を引き続き新市になってもそうしたモデル地域として設定をしておりますと。この地域を先ほどの構想に基づいて、その先進地としての役割を果たしてもらえる地域として今後まちづくりに取り組んで行きますという話、どう具体的に取り組んでいきます。

企画調整部長

先ほど私ご答弁申し上げましたように、これからの協働のまちづくり、それから地域コミュニティづくりを推進していく中では、この潁田地区でのコミュニティ組織の活動といたしますか、ここらあたりも十分に参考とし、またさらには他の先進地の事例も十分に参考にさせていただきながら、本来の飯塚市のあるべきこの協働のまちづくり、それから地域コミュニティという部分の確立に向けて推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

人見委員

それはそれで良としますんでね、しっかりと例えば自治活動にどれほどの人たちが参加し、どういうふうな事業を繰り返すというのが、それぞれの自治会で今一番頭を悩ましているんですよ。自分たちのより身近な地域をより豊かで活気のある地域に、協働というのの一貫してそういうところに最終的には行き着くんでしょうが。だからその評価をキチンと用意してるんですかと。用意して取り組もうとしてるんですかと。いまさら先進事例がどうのこうのとかじゃなくて、より本当にそういう意味では間違いのない方向に持っていくために、これまで積み上げられてきたこの地域のこの種の活動を全面的に今はバックアップしてるんですと、こういう話でなおかつ今後のあり方としては、全市的に広げていきたいのであれば、そうした成果が目

に見えて、こうした場でも帰ってこれるようなそういう評価の基準だとか、内容についてキチンと用意してまいりますとかというような話が出てくれば別ですよ。依然としてあいまいで、そういう答弁しか帰ってこない。期限にしてもまだあいまい。それでいいのかと言ってるんです。

#### 財務部長

行革ということで、関連したことで直接まちづくりとは関係ないかも分かりませんが、今回の行革に当たりましておそらくそこそこの地域のもの平準化という名の下にということで、質問もあっておりましたが、やはり1市4町合併いたしましたので、まずは行政側としては同じサービスをまず提供したいということで、平準化ということをもっと考えております。それじゃ期限はいつかということでございますが、これはタウンミーティングでも私が申し上げましたけれども、財政的には申し訳ございません。5年間とにかく我慢してくださいと。18年から22年という目標掲げておりますが、財政的な立場から言いますと、行革5年間が1つの大きな目標でございます。この中でキチンとした確立をしてそれから徐々にいろんな施策、特色あるものもまた打ち出せるかな。ただ私個人的には、行革の5年間のうち3年くらいして、4年目の、今年も若干一部削るだけではなくて、少ないとは言いながらもサービスの拡充したところもでございます。ですから平成21年度くらいからは住民の方に実施計画の中ではご負担してもらいものもございまして、負担していただくものはお願い、協力していただかなければなりませんけれども、また新しいサービス、昨日も総務委員会でありましたが、手数料に関しまして、節減だけじゃないで、何か反対給付としてサービスの向上が考えられないかということで、それは当然我々としてはあまり経費のかからないソフト面等の当然サービスは考えていかななくてはならないし、財政も5年のうち3年をするとだいたい半ば過ぎますので、おおむね半ばが見えてくれば21年度から新たなそういうサービスも提供できるのではないかなというふうには考えております。今回の件につきましても、まずはそこそこの取り組み、おそらく各地区の議員さんたちは自分たちは特色あって、誇りも持ってあると思います。自分たちはこれだけいいことをしてるのに何で削るのかと、平準化と、そういうふうなものも十分お分かりいたしますけど、まずは新しい飯塚市になりましたので、同じようなサービス、まずは基準を揃えさせていただきたいというのが本音でございます。ですから穎田のものにつきましても、これは実際はこの予算も丸々ではなくて、中身を詰めれば、これを削れば少しほかの費目でつけなきゃならない部分もこの中に全部集まっているのが実態でございます、予算上。細かいことは別にしまして。別な費目に、あそこに何ぼ、あそこに何ぼというのがこの中にぐっと集まっているのが事実でございます。ただこの穎田のまちづくりも確かに特色ある1つでございますから、それは検証しながらまずは同じ地区ということで行革の立場から行くと同じようなサービスの方に合わせていただいて、そして新しいまちづくりはどうあるべきかということキッチリ方針が決まれば、それに向けて予算付けをやっていくというのが原則だろうと思います。ですから期限はいつかといわれると、いろんな目標はいつかといわれると5年以内にキチンと財政の基盤がまずこれが大原則です。ただ4年目くらいからは若干そういうことで新しいものも少しは取り入れていくのではないかなというふうには考えております。

#### 上野委員

意見にとどめさせていただきますが、今穎田のまちづくりについてですけどね、非常に大きなこれ特色です。今の答弁から行くと3年から5年かけて平準化していくというふうな聞こえました。これははっきり申し上げておきますが、10数年来で築き上げてきたまちづくりです。1回平準化するともうできませんよ。一般質問でも私申し上げましたけれども、まちづくり協議会とこれに教職員さん、小中学校のPTAが含まれてできている教育会議、これがあって穎田町の教育特区が成功してると。金だけ突っ込んで教育特区が成功するということはありませんから、それは教育長重々分かってらっしゃると思います。まちづくりの基本があって教育特区

を引っ張ってきてそして成功したと。穎田のまちづくりはまちづくり協議会、教育会議、教育特区、この三本柱ですから、これ一本でも平準化でなくなってしまうと穎田町は傾きますよ、大きく。意見として言うておきます。

安藤委員

同じ穎田出身ということで一言述べさせてもらいますけれども、まさに行財政改革が進む中で、その平準化という名の下で全てのものが平準化ということで推し進められているような気がいたします。それで果たして本当にいいのかというのは常々疑問に思っておりまして、先ほど同僚の上野議員も言いましたとおりこれは穎田の本当の特色でまた後ほど出てくるかもしれませんが、そういう意味も含めまして、十分、部長の言葉にもありましたように精査させていただきますという言葉もございましたので、しっかり検証していただいて、やっぱり特色ある、やっぱり平準化ということではなくって、それぞれの特色のあるまちづくりというのはやっぱり求められていると思いますので、そのところをぜひ要望としていきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

続いて63ページ、総務費、電算管理費、情報ネットワークシステムの管理について、原田委員の質疑を許します。

原田委員

63ページ、情報ネットワークシステムの現状とその活用方法についてお尋ねをいたします。

情報推進課長

ここで申しております情報ネットワークと申しますのは、業務系といわれますホストコンピュータによるもの、例えば住民基本台帳システムであるとか、それから税システム、そういった基幹業務、それから総合福祉システムであるとか、財務会計システム、グループウェアなどそういったものの業務系のシステムを安定的に稼動することを基本として情報推進課で一元的に管理をしているシステムを情報ネットワークシステムというふうに位置付けております。

原田委員

この基幹系システムも、基幹業務のシステムというふうに捉えておりますけれども、これ合併直前にそれぞれの1市4町でこういった経過報告がなされておりました。その中で、各町は比較的システムの新しいと。平成4年とか6年、8年、12年といったシステム構成ではなかったかと思えます。その中で飯塚市が確か記憶によれば昭和63年のシステムだと。一番古いところに合わせられそうという途中話を聞いておりました。私はそのときに、皆さん方が一番困るんですよ。自分の首を絞めるようなことだけはやめるようにした方がよろしいんではなかろうかという意見を述べた記憶がございます。バージョンアップというならともかく、バージョンダウンもいいところですよ。で、どうなるかということ、非常に手書き作業が増えてきたと聞きおよんでおります。また今まで稼動していたプログラムが動かなくなったということも聞きおよんでおるわけでありまして、冒頭昨年、有給休暇等のプログラムが実質2カ月か3カ月かその辺でなくなって、手書きになったというふうな話を聞いております。現在、当初計画していたプログラムで実際使っていない、あるいは作動していない、作動不可能であったというようなプログラムはどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:59

再開 14:00

委員会を再開します。

情報推進課長

今委員からご指摘のありました有給休暇という部分、財務会計システムの1サブシステムと

して構築いたしましたシステムでございます。当初予定しておりました部分というのは、これ参考にした自治体の部分もございました。1市4町で別に同じようなものを使ってたということもございまして、それでやれるということで、仕様書書いてやってるわけですが、実は、合併いたしました組織が非常に複雑化していったという部分がひとつございます。実際、例えば有給休暇の申請を出したりしますと、決裁ルートが支所の場合にはどう通るんだとか、最終的に人事課にデータが全部行くわけですけども、そのこのところのやり取りをどこで決裁だとか確認だとかいったものが全て終わった状態で全部行くわけですが、そこが組織の中でうまく稼動してない部分がございます。今実際に行革でも組織が見直しがまだ行われておまして、組織そのものが全て確定しておりません。そういった意味で、今いわゆる庶務事務といわれるもの、それが今全体の中では稼動していない状況でございます。それ以外の当初私どもが予定しておりましたシステムに関しましては、システムの要件として挙げておりました件につきましては動いてないという部分は私の方ではまだ認識はしておりません。一応全部動いているということで稼動しているということで行っております。もちろん中にはいろんなシステムを入れたわけですので、例えばこういう帳票出ないのかとか、こういうふうな画面レイアウトできないのかとか、いろいろ問題はございました。そういった問題はその都度、もちろん今でもですけども、職員の事務効率ということ優先しまして、そういったものについては全て変更している。そういったものがそこに上げております保守管理の委託がここに上がっておりますけれども、そういったものも保守管理の中でしているということで、そういったものも情報推進課の方に各課と上がってきたものは情報推進課の方でまとめて、情報推進課が窓口となりながら、システムを変更していくというようなことはやっております。

原田委員

今変更中という答弁をいただきましたけども、これ最初は契約内容に当然含まれておった問題でありますよね。ですからこういう稼動しない、例えばそれがサブシステムであっても、契約内容がそのとおりにいってない。いわゆる準備期間として既に1年以上経ってるわけですね。その前の準備期間を含めるともう2年近くなるかと思いますが。じゃあ契約内容は冒頭の金額そのものですか、見直しがそれともあったんですかお尋ねをいたします。

情報推進課長

契約としましては当初契約の変更はいたしておりません。プログラムのパッケージとしてありますので、それはしておりません。ただしその実務として、それが私どもと合わない、それが変更しないと使えないという状況になっておりますので、その部分の保守に係る費用につきましては減額をして、契約の変更をいたしております。

原田委員

その部分、サブシステム動かない部分については減額で対応ということで理解していいわけですね。それでは次に、例えばそれぞれの基幹システムが横の連携ですね、例えば転入で入ってこられた。まずは住民登録されます。その時点で全てのことに横のデータが共有できておるのかどうかをお尋ねをいたします。

情報推進課長

今ご指摘のありました今の例でいきますと、住民基本台帳、例えば窓口で新しく転入してこられたという例をとりますと、まあ転入、転出でもいいわけですが、来られますと、ホスト系に関わっているデータ、住民基本台帳システムのデータ、それから税のシステムデータ、国保のシステムデータ、それから年金のデータ、これに関しては即時更新をしておりますので、ホストコンピューター上で即時やっておりますので、端末を市民課で住基のデータを扱いますとその部分については今言いました部分に関しましては連携しておりますので即時更新がなされております。ただしそうじゃなくて、それ以外の例えば福祉システム、福祉システムは生保システムであるとか、それから保育のプログラムであるとか、そういったものを総称して福祉

システムということで一括して、これもうサブシステムはいくつも、相当数あるわけですが、この福祉システムと学校教育のシステム、学校教育は子どもさんがおられた場合には学籍簿の問題であるとか、それから今、公会計になりました給食費の問題、そういった問題もございますので、そこら辺のデータの部分は即時更新という形ではございませんで、ホストコンピューター、住基のデータなりが変更になりますと実はその住基のホストコンピューターから1つ別に中間サーバーというサーバーを1台用意しております。その中間サーバーには必要なデータをすぐ吐き出しをします。で、今言いました福祉システムと学校教育のシステムに関しましては1時間おきに最新データを更新に行く、取りに行くということがなされております。もう1つ介護保険と健康管理のシステムがまた別にあるわけですが、これは即時更新と1時間更新は今してありませんで、同じようにそこに関しましては、同じような中間サーバーの中で夜中にデータを変換するという1時更新で行っております。ですから、今日変更がありましたら、明日の朝一番には変更が終わっているということで、異動があった場合には全ての変更は翌日の朝には全てのデータの変更が終わっているということでございます。もう1つ付け加えさせていただきますけれども、データの変更というのは非常にマトリックスになります。福祉システムの方で例えば生保が例えば廃止になったとかいった場合にはそれはまた別にまた反映してくるわけですね。それはあくまでも住基とか税だけじゃなくて、福祉のシステム、学校教育のシステムからまずはそういった必要なものを基幹業務が取り込むという部分もでございます。だから非常に複雑に絡んでる部分がございます、今のような3段階のデータの変更ということをとらせていただいております。

原田委員

いわゆる各課がリンクしているというふうに理解していいわけですね。で、その中で1つちょっと気になったんですが、中間サーバーを利用してデータ更新、日次更新やっていると。今だいたいデータベース型でやって日次更新なんていうシステム構築自体が古いんじゃないかと思うんですけど、その辺近隣の行政と比較してどうなんですか。

情報推進課長

実はそれに関しまして、私ども合併協議の中で、電算部会としても今委員ご指摘のように即時更新が優先であるという大前提の下でこちらとしては考えていたわけです。ご存じのようにマルチベンダーで組みました。基幹系はご存じのようにNECです。それから福祉システムはアイネスというシステム。学校教育はこれはまた別のシステムが動いております。そういったことで、マルチベンダーで組みますと、データの持ち具合というのが非常に複雑に絡んでまいります。打ち合わせの中でさっき言いました日次更新を何とかならないかということは私ども非常に詰めて検討いたしました。約1カ月かけていろいろ検証やったんですけども、今回の場合、ホスト系とウェブ系といわれるものの中間サーバーをおいて、即時で更新やるというときに、実は非常に面倒な話もあったわけですが、今言いましたようにクロスというか、マトリックスでやりますんで、一方からだけだと非常に簡単なんですけど、例えば福祉システムから別の分を取り込むとかいった場合に非常にデータの更新具合の部分、それからデータの更新をやって次変更があったときどうするかとか、そういういろんな問題をどうやってクリアするかということが非常に難しかったわけございまして、今ご指摘の部分に関しましては、実はそれをクリアしないと今おっしゃっている部分をクリアしないと今後の電子自治体の構築には非常に難しい部分があるだろうと。で、今おっしゃっている部分に関しましては、今ほかのところどうかということでございまして、今先進地といわれるところは総合窓口というやり方をとっております。総合窓口はこれは即時更新が大前提でございまして、私どもは即時更新の大前提でやってるそういった先進自治体の事例を今検証してるといいますか、やってる状況でございまして。ただご存じのように、一度システム入れますと、通常5年なりのその期間はそれを使うということになっておりますので、次期のリクエストまでには、今委員ご指摘のようなこ

とを解消できるシステムということで取り組みを今子ども情報推進課としては検討はしてあるということでございます。

原田委員

電子自治体というのが今総務省から地方自治に向けて推奨されているところでございます。その中で今ありましたように日次更新、何で問題にしたかといいますと、ある市民の方が転入というか転居されてこられまして、子どもさんがそのとき具合が悪い、病院に連れて行きたい。1日待ってくださいと、健康保険証は。明日取りに来てくださいと。今子どもは具合が悪いんですよ。今連れて行きたいと。最終的にどうしたかということ、この飯塚市の問題ですよ。健康保険証が手書きで配付いただいたそうです。これ本当にコンピューター使ってるんですかというような意見だって出てくるわけですね。やはり今後の課題として重要に思ってるということは十分に伝わりましたので、ぜひこちら辺を改善いただきたいと思います。とにかくいろんな行政の組織体も変化しておりますし、先ほどマトリックスにと言われましたけども、いろんな各種の会社の構築プログラムはそれぞれ違っております。多分変更というのであれば、更新するというのであれば中間サーバー云々はデータコンバートするタイミングの問題かなと思いますし、しかしながらこれぜひすることが窓口の住民サービスにつながると思っております。ぜひよろしく願いいたします。終わります。

委員長

続いて70ページ、総務費諸費、防犯灯設置および維持管理について、川上委員の発言を許します。

川上委員

ページは70ページから71ページになりますが、総務費諸費、防犯等設置及び維持管理についてお尋ねします。

防犯等設置費補助金が190万7千円出ておりますけども、これに関連して、今年度は新たに設置する予定は何本になりますか。

総務課長

本年度新たに設置する防犯灯の予定としましては、この予算書の70ページの工事請負費というところになります。防犯灯設置工事と書いているところでございまして、107万6千円、本数にいたしましては20本から30本を予定しております。

川上委員

防犯灯設置および維持管理に関する補助制度あるいは助成制度が旧飯塚市の制度に統一されております。一般会計暫定予算を審議した4月議会では私の質問に市の財政負担軽減額は筑穂で102万円、庄内で54万円、穎田で168万円、全体で324万円。また補助金カットによって消えた防犯灯が庄内で5本、穎田で13本、このように答弁がありましたね。

本委員会に提出された資料を見ますと若干変化があるようです。筑穂はゼロというふうになっておりますけれども、これは直近の確認ですか、お尋ねします。

総務課長

今回提出させていただきました資料に基づいてご説明いたします。

前は庄内につきましては5本と、自治会として減った本数が5本ということでございましたが、今回は13本減ったということで提出させていただいております。これにつきましては、その後4月以降、さらに8本、自治会の方で防犯灯ここには要らないというふうな判断をされて減らされたというふうに聞いております。穎田は前回と変わっておりません。筑穂支所につきましては、これにつきましてはもともと筑穂支所におきましては自治会で管理をされておりましたので、いまのところ自治会として防犯灯を減らしたというような情報は入っておりません。本庁と穂波につきましては、前回も同じようにご答弁させていただいておりますが、自治会で管理しております防犯灯については何本あるか分からない、不明な状況ということで資料

を出させていただいております。

川上委員

すると筑穂のゼロというのは情報がないという意味でのゼロということですね。

したがって、今把握している消えた防犯灯というのは庄内が13、穎田が13ということですね。庄内が当初5というのが8本増えたというのは、必要ないという言い方されましたけども、生活安全上いろんな理由で、合理的理由で必要でなくなったのか、財政負担が生じたので必要ないということにしたのか、あろうと思います。

いずれにしても分かっているだけで少なくとも26本消えたわけですね。例えば穎田に木浦岐というところがございます。別に説明していただいた市の説明では、この木浦岐は地元町内会、自治会が必要ないということで10本消えてるんですね。そこで私は今月はじめに自治会長をお尋ねして、事情を聞いた上で午後6時ごろから11時ごろまで防犯灯が消えて本当に生活安全、防犯上大丈夫かということで共産党の穎田支部の皆さんと一緒に調査をいたしました。それで結果紹介しますとね、市長、自治会が管理して付けてるのは40本に減ってるわけです。新たに市が管理するのが12本になっておると。で、消えている防犯灯が私が確認しますと16本になってるわけですね。その状況を少し紹介しますと、例えば自動販売機の前にあった防犯灯は自動販売機が点いているので消すと。まあ普通これは24時間点いてますよ。それで消えてると。これ1本です。それからガソリンスタンドがあるんですね。ガソリンスタンドの電気が明々と点いているので消しますというのが4本あったわけです。ところが、ガソリンスタンドは10時半になったら電気が消えるんですよ。細々とした頼りない電気が1個点いてます。まあ事実上、辺りは真っ暗という状況です。それを頼りに消した防犯灯が4本ということなんですね。こういう状況について担当課は把握しておりますか。

総務課長

今ご質問にございました、木浦岐地区でございますが、総務課の方の調査では自治会のそうした必要ないという判断の要望を受けまして、現地確認の結果撤去したということでございますので、夜出向いて調査したというところがあったかどうかまでは確認しておりませんが、現地の方で確認の上撤去したということにしております。

川上委員

この地域、実は国道に道路照明の明るいのあるんですよ。ところがこれ電気が消えてるんですね。ですから本当に真っ暗なんです。それで非常に危険を感じました。旧自治体と住民の皆さんが生活安全、防犯を向上させるために努力して維持してきた防犯灯、あなた方は例えば穎田では168万円の財政縮減効果、3地区合わせても324万円の財政縮減効果のために消しているといっても過言ではないわけです。そこで人の命に関わる問題だというふうに4月も言ったんだけど、これ自身大問題なんだけど、少なくとも消えた防犯灯、市として全てチェックしてね、26本以上ですよ。昼間行ってもだめです。全てチェックして、住民の要望があるところについては市の責任で直ちに復活させるべきではないかと思うんですね。見解を伺います。

総務課長

今回の合併によりまして、防犯灯の取り扱いにつきまして、調整を図ってまいってきたわけですが、現在のところ地域の防犯灯につきましては、旧飯塚、旧穂波で行ってまいりましたように、地域のことは基本的に地域の方で決めていただく。自治会の方で設置場所あるいはそれ以降の維持管理についても自治会の方で決めていただくというような姿勢であります。したがって、市で設置すべき場所ということでご要望があればこれは当然市の管理による防犯灯を設置することとしておりますが、自治会で設置管理すべき箇所、こういったところについては、基本としまして自治会の方で決めていただいて、以降も自治会の方で管理していただくというような考えであります。

川上委員

地元から市の責任でやっていただきたいという要望があれば検討するという答弁でしたので、ぜひそうしてもらいたいと思うんです。それは確認しておきますけど、同時にこんな大事なことについてお金を地元から取り上げておいてね、後は自分たちで話し合っただけでよく決めると、そんな国と同じようなこと言ったらだめだと思うんですよ。人の命とか安全に関わる問題についてはそういうお金を取り上げる効果がどういうふうに表れてくるのかと、どういう危険性が増すのかとか考えなきゃいかんと思うんですよね。それを指摘してこの質問を終わります。

続けてよいですか。

委員長

どうぞ。

川上委員

次に、71ページ、同じく総務費、諸費、自治会連合会補助金についてお尋ねします。今年度予算案は41万4千円が計上されています。この内訳はどうなっていますか。

市民活動推進課長

自治会連合会理事の皆様の研修費との目的で計上させてもらっております。内訳につきましては1万8千円の23名分でございます。

川上委員

昨年の予算書を見ました。昨年度は573万円計上されています。比較すると531万6千円、大幅減少ですね。どういう理由ですか。

市民活動推進課長

この主な理由につきましては、平成18年度の当初予算におきまして、穂波支部町内会長特別調整交付金の部分を補助金として計上していたものを、平成19年度以降、報酬に整理統一したためであります。

川上委員

報酬に調整したということですね。それでね、18年度について言えば、穂波の自治会連合会だけに特別に補助金を計上したということが分かったわけですが、経過を、合併協議以来のことがあると思うんですけど、経過を全て聞かせてください。

市民活動推進課長

合併時の報酬条例を定める中で毎月支給の事務交付金については報酬として整理し、年2回支給の特別調整交付金についても、毎月支給する報酬に含めて支給することで調整が図られましたが、合併までに調整が調わなかったため、合併協定における特別職の身分の取扱いおよび補助金、交付金等の取扱い協定項目の「各市町の独自の補助金等は現行のとおりとし、新市において検討する」を尊重し、旧穂波町町内会長事務交付金と支給規程の特別調整交付金につきましては、補助金として予算措置を行い支出されたものであります。なお、平成19年度以降につきましては、旧市町別の適用を整理統一し、条例改正を行い、報酬として予算計上しております。

川上委員

合併協議に基づいて、あなた方は平成18年度の当初予算に予算計上したんですね。で、支出のしようがない。それであなた方は6月20日ごろ協議をしてるじゃないですか。そして…、失礼、6月30日。自治会長会穂波支部特別調整交付金支給に関わる協議、ボーナスですね、に関する協議をしてるでしょ。そして8月3日付で補助金交付要綱を制定したんですね。そして8月7日に補助金を支給したと。半年分が249万6291円。残り、後期分は12月6日に249万6322円、補助金として支給した。この経過、間違いはないですか。

市民活動推進課長

そのとおりでございます。

川上委員

一言で言えば、ボーナスを補助金に入れて支給したということですよ。それで私のところにはこのことを知った市民がおられるんですね。それで税金の使い方がこんなことで許されるのかと。合併初年度ですよ。ということで大変怒りに満ちた手紙が複数届きました。私も手紙と同時に資料も受け取っておりますので、初めて見た資料なので正確さが必要だと思って、当局資料を別に要求しました。そうしますと、私のところに届いた資料が当局資料と完全に一致することが分かりました。一致しないのは、個人名が書いてあるところだけです。ですから手元にある資料は間違いのない資料だと思うわけです。それで、中身見ますとね、自治会の名前が52書いてあり、自治会長さんの名前が52人書いてあるんですよ。お金の計算書いてあるんですね。均等割3万8千円、それから世帯割、世帯数200円、それから人口割、人口当たり59円、補助金額合計、これを8月と12月に支給する。額まで書いてあるんですよ。それで、これが支給計画だろうと思うんですね。そうすると実際にこの500万円くらいの予算、どう執行されたか。具体的にお金はどのように動いたのかちょっと分かりやすく説明してください。

市民活動推進課長

平成18年8月3日に穂波支所総務課において飯塚市自治会連合会穂波支部自治会長会補助金交付要綱を定め、平成18年8月7日に前期分、同年12月6日に後期分として、穂波支部の自治会長会会長へ交付を行ったものであります。

川上委員

もう少し具体的に聞きたいんですが、8月7日の出来事をここで報告してください。

市民活動推進課長

自治会長会の会長が直接受け取った後、職員で各自治会長別に仕分けして手渡しをいたしましたのことでございます。

川上委員

8月7日、場所は穂波支所ですね。自治会長さんが、補助金ですから受け取りにみえた。で、市の職員がその方にお金を二百四十何万が渡したね。それは金種計算済みですよ。金種計算済みでしょ。そして先ほど私が紹介したような支給仕切り書というか、予定書どおりに誰かが仕分けないといけんわけでしょ。袋詰め誰かがするわけでしょ。今の答弁だとそれは職員がしたんですね。そしてその職員たちが52人に持っていったということですね。その辺少し、私が不正確になるといけないので、もう少し正確に言ってもらえませんか。

市民活動推進課長

今委員の言われるとおりでございます。

川上委員

その日のうちにほとんど届いたというふうに聞いておりますが、この52人の中には当時の市議会議員も2人おられるんですね。飯塚市の市議会議員ですよ。2人おられます、自治会長として。それでお尋ねしますけども、なぜ補助金名目でボーナスを自治会長に渡すというか、通過しただけでしょ。こういう形をとったのか。なぜ市が直接自治会長に支給というか、交付しないのか。これをちょっとお尋ねします。

市民活動推進課長

先ほども述べさせていただきましたけども、合併協定項目であります「各市町の独自の補助金等は現行のとおりとし、新市において検討する」を尊重し、このような形になりましたものであります。ボーナスという認識は全く私持っておりません。旧穂波町で定められた要綱に基づき新市において、結果的には2カ月遅れましたけども、補助金として支出をしたものでございます。

川上委員

直接市が自治会長さんにお金を渡すと違法と。補助金として渡して、自治会が分配すれば合

法と。そういう判断ですか。

市民活動推進課長

前年度までは口座に振り込まれていたものを、平成18年度につきましては6月から8月まで2カ月経過した中で、個人には渡せないということで、まず町内会長会の会長に渡して、前年度、先ほど申しましたように口座ということでお手続きかけてなかったという事実の元に判断されたものだと理解しております。

川上委員

これがルールに則っておるのであればね、直接渡せばいいじゃないですか。補助金という形をとったということはね、補助金を隠れ蓑にしたというふうに言われても仕方がないと思いませんか。誰ですか、担当部長は。

市民環境部長

補助金を隠れ蓑にしたということではございませんで、先ほどから担当課長が申しますとおり、旧穂波町におきまして、本来、言うなれば報酬というものは報酬条例、そういう形で上がるべきものが、穂波町時代に補助金交付規程で払われておったと。ただそれがそういう形で払われたということは報酬部門もありましょうし、事務費の意味合いもあったかということで私どもの方は捉えております。

川上委員

このお金の中には報酬の意味もあったし、事務の意味もあったということですね。ボーナスですよ。それで市長ね、昨年予算計上の段階でこういう事情を知っておられたんでしょ。市長はこういうやり方を許したんですね。お尋ねします。

市民環境部長

先ほど来、言いますとおり、合併協定における行政区の取扱いと補助金、交付金の取扱い、そのような中で、各市町の独自の補助金等は現行のとおりとし、新市において検討するというところでございましたので、18年度においてはそのまま支給し、19年度では整理したということでございます。

川上委員

19年になって整理しなければならん理由があったということをお尋ねしたわけだ。それで、市長は知っておったんでしょ、知らなかったんですか。お尋ねいたします。

財務部長

市長が最終的な予算の調整をしたということは申し上げましたが、個々こういう、正直申し上げまして、ここまではおそらくご存じなかったであろうということは申し上げられると思います。

川上委員

市長、市長がね、もし知らなかったというのでしたら、この問題について直ちに内部調査をするべきではないかと思うんですね。どう思われますか。

市民環境部長

先ほど来から申しますとおり、この支給については、合併協定における行政区の取扱い、これは報酬等については従来どおり払うという項目でございます。それと交付金等の取扱い、その中では「各市町の独自の補助金等は現行のとおりとし、新市において検討する」ということになっておりますので、その協定の内容に基づいて支給している内容でございます。特に旧形式が若干、不適切かどうかということは疑問がございますが、今回の支払いについて特に問題はないと考えております。

川上委員

不適切かどうかよく分からないというんじゃないかって、こういう補助金を隠れ蓑にしたようなお金の渡し方というのはね、不適切に決まってるでしょ。市長、答弁できませんか。

市長

私、中身については今財務部長が申しましたように存じておりませんでした。しかしそういうことを含めて、今補助金に隠れ蓑というような、そういうことはもちろんあっちゃいかんことでございますから、そういう事例が、予算また補助金等の流れの中で見受けられるものがあれば当然変えていきますし、またそういうのを取りやめていくつもりでございますので、今回の分に関しましては合併協議の流れの中で進めてきたというひとつの予算でございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

今市長から、そういう補助金についての予算計上が適切であるかどうか、いろいろチェックしたいという主旨の答弁だったと思うんですね。ぜひそうしてもらいたいと思います。個別的な今回取り上げた事例の問題については、また改めて決算特別委員会だとか、ほかの機会もあると思いますので、そのときまでに調査結果を明らかにしていただければどうかと思うんですね、議会に対しては。この質問を終わります。

委員長

続いて78ページ、総務費、選挙費、選挙費について佐藤委員の質疑を許します。

佐藤委員

2款総務費、4項選挙費のことについて、お伺いいたします。

最近多くの自治体において、選挙の開票事務の時間短縮に取り組まれ、その成果が新聞等で報道されております。来る7月29日には参議院通常選挙が執行を予定されておりますが、飯塚市においてはこの開票事務の時間短縮について、また具体的な取り組みについてどう取り組まれるつもりなのでしょうか。またその意気込みについてもお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長

選挙の開票事務のスピードアップにつきましては、最近の選挙前の取り組みといたしましては、4月に執行されました統一地方選挙の際に、お隣の直方市の開票事務を視察させていただきました。またそのほか近隣で開票事務のスピードアップに取り組んでおります自治体の開票事務作業に関する資料を収集いたしまして、本市の開票事務との比較検討をさせていただきまして、その中で良い点を取り入れたいというふうに目下検討しているところでございます。

今回の参議院議員選挙では、ハード面といたしましては、現在2台保有しております投票用紙自動読取分類機、これ1台300万円くらいする機会でございますが、これをさらに1台購入いたしまして、3台といたしまして、スピードアップに活用したいと考えております。特に今回の参議院選挙では比例の方の開票事務が非常に複雑でございますので、こういった分類作業のスピードアップを図ってまいりたいというふうに考えております。またこれと併せまして旧穂波町の方で使用しておりました狭いスペースでも多くの種類の投票用紙を振り分けることができますプラスチック製の分類容器も使用するよう計画しております。また作業面といたしましては、ソフト面といたしましては、従事する職員に運動靴を履いていただきようにいたしまして、また服装につきましても動きやすい服装をお願いしたいというふうに考えております。また開票作業のレイアウトにつきましても、開票台をはじめといたしまして、一部見直しする中で効率化を図ってまいりたいというふうに考えております。ちなみに前回の参議院議員選挙の開票事務、旧飯塚市におきましては比例代表選出議員選挙の開票時間は午後9時10分開始から、終了は翌日の午前2時10分でございます。選挙区につきましては12時10分に終了しております。合併後におきましては、これの1.7倍の有権者数ということに現在なっておりますが、予定としましては午後9時20分の開始、午前1時30分の結了を目指して取り組んでまいりたいと思います。分数にしまして約50分の短縮を目指して努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

佐藤委員

分かりました。これは要望ですが、他市町の優れているところを取り入れるのもひとつ、また新たな飯塚方式も生み出していただくよう要望して終わります。

委員長

暫時休憩します。再開を2時55分といたします。

休憩 14:45

再開 14:56

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

人見委員

まず選挙管理費の中で、代表質問の中でも触れたんですが、この臨時賃金報酬等に、選挙の際に関わられるアルバイト以外、市の職員の方々が関わる場合の費用の内訳というか、どういうふうな形でいかほど出ているのか、その点、まずお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長

前回の飯塚市議会議員一般選挙の事務費でお答えさせていただきたいと思います。

投開票事務に従事いたしました職員の中で最も金額が、時間外勤務手当の金額が多かったのが、4万9千円でございます。内訳といたしましては、投票日の前に、投票所の設営作業を行います。これに2400円、それから当日の投票事務に3万2千円、それから開票事務に1万4600円ということで、最も長時間従事した職員を例にしますと、4万9千円ということになっております。

人見委員

2日間、前日が2400円で当日が4万6600円くらいになるのかな、今の数字で言うと、で、時間にして何時間くらいになります、当日は。投票から開票に至るまで。

選挙管理委員会事務局長

投票事務で申しますと、実働時間が13時間ということで計算させていただいております。それから開票事務で申しますと、これは開票が早く終わって、短い時間で帰る職員とか、長くいる職員等様々でございますけれども、開票事務実働1時間で5300円。それから実働時間2時間で8200円。3時間で1万1200円。4時間で1万4100円と。これは今回単価が若干下がった金額で今申し上げておりますけれども、古い金額で申しますと、投票事務について、13時間で3万2千円、開票事務で1時間5400円、2時間8300円、3時間1万1200円、4時間で1万4100円と、このような金額になっております。

人見委員

この賃金の規定は、どこにあるんですか。

選挙管理委員会事務局長

これにつきましては国の示しております基準単価というのがございまして、これが旧来は1万1825円という基準単価がございます。これを基にしまして、先ほどの単価を設定しております。

人見委員

実際これが高いか低い、それこそ市民の感覚からすればどうかという話なんですね。だから4万9千円、ほぼ5万円に近いのが1日で支給されると。このような話が私の耳に入ってきたわけですね。要するに何を言いたいのかといえば、今回のリコールの流れの中で、常に議会、議員に対する目とあわせて、こうした賃金に関わる市の職員、これが世間の要するに生活実感からすると、高いのか安いのかというような話になっちゃうわけですね。いずれにしてもこれが高いか安いかの判断はまた別なこととして、少なくともひとつの決まりの中で、ルールの中で算定をされてることが明確に説明が聞かれれば、なされるようにしておきたいというのが質問の趣旨でございますので、高いか低いというよりも、実際にこうあるんだというこ

とを確認したかったわけでございます。

次いいですか。引き続いて、地域振興費の件についてお伺いをしたいと思います。この中で新産業支援コンサルタント、それから新産業創出支援コンサルタント、企業誘致アドバイザー、経済ミッションアドバイザーやった、コンサルタントおよび経済ミッション参加補助と、こういうふうな項目がそれぞれ並んでおるわけですが、こうした横文字も入った項目になっておるわけですが、押しなべてこれが地域振興という項目、費目の中で上がっておる理由は何なのか、そしておおよそこの種の話はどのような市の計画というか市政運営に関わって設置をされ、費用として支出されておるのか、その点お伺いをしたいと思います。

産学振興課長

ただいま質問者の申されましたこの地域振興費で予算を計上いたしております各種アドバイザー委託料等、それから産業交流補助金等に関わります基本的な構想につきましては、先に飯塚市が定めております飯塚トライバレー構想、新産業創出ビジョンが柱でございます。この柱の1つでございます戦略的企業誘致、案件創出を具現化するために首都圏等の動向を的確に把握をしたり、それから本市のビジョンにつきまして広報活動および企業誘致活動の実施を推進するための各種施策を行っているものであります。最後に申されました産業交流ミッション、産業交流事業であります、この事業につきましては、補助金という形で参加をされます関係、企業、ベンチャー企業や大学関係者等々に参加の際の補助金として支出をいたしておりますけれども、平成18年度を例に申し上げますと、2月28日から3月3日の4日間、齊藤市長を団長といたしまして、中国上海無錫の方にこの産業交流ミッション団を派遣をいたしております。その後3月12日から3月17日の間、6日間でこれは福岡県とそれから福岡市と本市が共催事業といたしまして、福岡シリコンバレー、ITセキュリティ視察商談ツアーというのを実施いたしております。この産業交流ミッションの主な目的につきましては、IT関連企業等に現在、ITソフトウェアの中でも最も市場拡大が見込まれておりますセキュリティ分野を対象として、こうした商談ツアーなどを実施したというものでございます。

人見委員

ちょっと費目がほかのところ若干関連上及ぶかもしれませんが、この種の補助制度、先ほどの具体的な話も含めて、どのような効果があり、今後どのように行かしていくのかこの辺りのことについてはいかがでしょうか。

産学振興課長

こうした各種施策の取り組みの成果ということでございますが、新産業の創出につきましてはご承知のとおり本市現在約60近くのベンチャー企業が育っております。過去までに育ったベンチャー企業の数と申しますのがこれ以上、おおよそ80程度にはなろうかというふうに考えておりますけれども、そうした20につきましては、現在この飯塚の地ではなく、日本国内の関東関西の方面でいろいろ市場、マーケットを求めて活動されているということであります。こうした産業交流事業につきましては、今回、先ほどご説明いたしました2月から行いました中国の産業交流ミッションによりまして中国の方のIT関連企業が去る5月の20日ごろから、この飯塚の地でいわゆるSEの研修事業というのを実施されるようになりました。飯塚研修所を開設されまして、現在約2、30人の研修生がブリッジSEといわれる、いわゆる日本と中国を結ぶ橋渡しになるSE養成の研修事業に携わっております。この事業につきましては、今後回数を重ねながら事業拡大されて年間200名程度の研修生をこの日本国内、あるいはこの飯塚の地に根付いたシステムエンジニアとして活躍をされるということでありますので、こうした産業交流ミッションがきっかけとなってこうした事業も新たにこの飯塚の地で実施されるという状況であります。

人見委員

ちなみに市長が団長で行かれたそのミッションの同行者は民間の方等も入られておられるの

かどうかはいかがですか。

産学振興課長

先ほどもご答弁申し上げましたように、ベンチャー企業や大学関係者10名による産業交流ミッション団であります。

人見委員

そのほかに費目は変わりますけれども、中学生がオーストラリアに夏休み利用して研修に行きます。併せて高校生がシリコンバレーの方に行きます。もうそれぞれ何年くらい行くようになりますか。

すみません。跳んだ関連なんでもう結構でございます。おおよそもう中学生の関係は10年くらいなるのかな。10年超えてる。超えてると思うんですね、中学生は。それから高校生についてはもう5年はなると思いますよね。こういうふうな市長が団長となるミッションに我々市会議員がついて行ったのかとか、ついて行きませんかとか、そういうふうなお誘いはあったのかなかったのかも分からないくらいなかったんだらうと、このように思うわけですが、ただ私がここでひとつ言いたいのはこのトライバレー構想にしても、九工大を中心として産学官、何とかしなければならぬという新しい産業の創出なり育成を図って、旧飯塚市として出発をしたというか、そういう方向をひとつ目指して行こうというようなきっかけを、ある意味では作ったのは少なからず議会の方でございます。議員が何も、執行部から何か言われてとかいう形ではなくて、自らある意味ではスタンフォードに足を運んで、そして諸々話を具体化してきたというのが1つの大きなきっかけになってまいりました。私がそういう意味では議会議員の役割も今広くこうした予算を間にして、執行部とのやり取りをやるという中においてさえも、そうした前進的なのか斬新的な何か新しい事業の提案があったりだとか、そうしたことがひとつは役割としてあるというふうにしておるわけです。そうした観点から本題に入りたいと、今のところはそうした話がしたいがゆえにちょっとさせてもらっただけであります。で、49ページの総務管理費、1の報酬、報酬等審議会委員報酬が上がっておりますが、この報酬等審議会にかけられる審議項目、この中身についてまずお聞かせを願いたいと思います。

人事課長

審議会でございますけれども、これにつきましては特別職の報酬月額ということでございます。

人見委員

特別職の中に議員は入ってますか。

人事課長

失礼いたしました。議員さんも含んでということでございます。

人見委員

これが構成されるメンバーの方々はどういう方々なのか。そして、6回ほど開催をされるということですが、開催時期は例年どの時期なのかお伺いをします。

人事課長

報酬審議会につきましては、昨年度も予算については計上させていただきました。これにつきましては、いつ開催するということは決定いたしておりません。委員さんにつきましても必要に応じて委員さんを決定して、そこで審議会を開催するという形でございます。

人見委員

すると市長をはじめ、二役になったのか三役というのか特別職の、市長の方から開いてくれというまさにその諮問があれば開くのかということですが、その点どうですか。

人事課長

そのとおりでございます。

人見委員

そうすると議員の報酬についてはこの項目に上がっておるということでございますが、議会議員の報酬については市長から併せて諮問されるのか。どうですか。

人事課長

市長、それから三役、それから議会議員の報酬でございますけども、報酬審議会の方に諮問をいたしまして、その中で答申を受けてという形でございます。ですから答申を受けた中で議会の方へのお話という形になろうかと思っておりますけれども。

人見委員

市長が諮問をされる際に、市長はじめ執行部の特別職と、議会議員という特別職の報酬も併せて市長がされるのかということをお伺いしてるんです。

人事課長

どの部分部分にということについて審議をするという形ではございませんが、意見交換ということはあろうかとおもっておりますので。市長の方からということでございますが、議会とのお話ということで、意見交換というのはあろうかと思っておりますけれども、そのところは義務付けとかそういった形ではございませんので、正式に申し入れがあるなしということで、判断をするかどうかと。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 16

再開 15 : 17

委員会を再開いたします。

人事課長

特別職も含めまして市長が諮問をいたしましてする形になっております。

人見委員

議員の報酬について、併せて諮問をされる場合は議会との相談があった上でどちらがどちらというわけでもないでしょうけれども、そうした協議がなされた上で併せて諮問をする。それがなければ執行部の報酬のみの諮問ということもありうるということによろしいですかね。

人事課長

諮問については報酬全般の見直しということになろうかと、報酬については是非ということになろうと思っておりますので、部分的にどの部分、どの部分という形では想定はいたしておりませんけれども。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 19

再開 15 : 21

委員会を再開いたします。

人事課長

議会の皆さん方との意見を賜る中で市長が諮問を決定いたすということになろうかと思っております。

人見委員

特別職は何も市長をはじめ副市長、教育長、水道管理者以外にも特別職があるからというような答弁もありました。一方で議会議員も報酬審議会の対象だと。で、議会についてはそうした事前に諮問をしようとする場合は、議会の方はどうしますかというような相談もすると。そうすると執行部の市長はじめ三役の方々以外の特別職の方々については、議会と同じようにこういうふうな諮問をやると思うけれども、どうですか。というような聞き方、問い合わせと、協議というのはやるんですか。

人事課長

審議会の対象といたしましては、議会議員の報酬ならびに市長、副市長、収入役の給料と上下水道事業管理者はこれに関連してでございますが、そういった形で議員の報酬以外につきましては、市長の部下という形になるわけございまして、相談という形があるのかどうかとかというのは私どもの方では分かりませんが、協議、意見交換はあるのではなからうかとは思っておりますけれども。

人見委員

市の方では分かりませんかからと人事課長言うから、分かる人が答えてください。

総務部長

報酬審議会につきましては、最終的には市長が諮問をして始まるわけでございますけれども、その中にはいろいろと情報収集とか、いろんなこともありましようから、そういったものを含めた上で、市長が諮問するというところでご理解をいただきたいと思えます。

人見委員

そういうことを聞きようっちゃなくて、要は、相談するかどうかは私の立場では分からないので、という答弁が来たから、分かる人が答えてください。相談してるのか、相談せずにもう判断して諮問にかけてるのかということ。

副市長

報酬審議会にかけるのは、先ほど人事課長が説明したとおり、特別職と議員さんには事前に相談いたしましてどうするかということで、それでしております。そのほかに報酬審議会の結果に基づいて、ほかに非常勤特別職がいろいろおられます。そういう方についてはその率に応じて今度は報酬を改定するかどうかをしようということでございますので、事前に相談するとかしないとか、そういうものではございません。

人見委員

議会には事前に相談をして、議会の意向を確認すると。こういうふうな形をとられてるということで、こうした形をとられる基準というか、理由というか、議会に対しては事前に相談をするということはどのような理由があって、そのような形をとられるのか、明確にちょっと答弁いただきたいんですが。

副市長

これはそういう、特別な決まりはないんですけど、特別職で、報酬審議会ではそういうさっき言いました特別職と議員さんも同じように報酬の答申を受けるのが慣例になってきておりますので、全然執行権が違うところの議会に対して、市長がどうのこうの言う立場ではございませんので、そういうことで事前にご相談して、一緒に答申を受けるか、受けないか。受けた結果、答申が出てきました場合には必ずそれは議長にご報告して、こういうふうな答申が出ておりますということをご報告させていただいております。

人見委員

後段の部分なんです。要は執行権者、市長から見たら議会というのがどういう立場なのか、そのことがはっきり話として返していただければ、そのあたりの話がスムーズに理解できるんですけど、もう一度その点いいですか。

副市長

これはもう議員さんたちが一番ご存じのとおり、市長の方と執行部の方と、議会とはそれぞれ役割分担が違います。権限も違います。ですからこの諮問機関というのは、市長の諮問に応じてするのが諮問機関でございますので、本来的に言えば市長の方の諮問を受けて、それについて自分たちはこういうふうを考えますということで終わるわけですけど、現実的には報酬の中で特別職、それから議員さんも現実的には含まれておりますので、そこでそれぞれの報酬が果たして適切なものかどうかを諮問する際に、議会の方の、執行部側でない議員さんにもご相

談いたしまして、それで同じように有識者の意見を聞いて、したらどうかということで事前相談をしようということでございますので、本来的に言えば市長の諮問機関であります報酬審議会に議員さんの報酬をかけるというのではないと思っております。

人見委員

ところが一面で、役割は、執行部と議会の明確な違いはある。そのことはどこかで分かっているんですけども、どこかでは同じ税金が支払われている。お金という、報酬という点からすれば。そして一方では行財政改革という形ですうっと絞込みがなされていく。同じ出所は市民の血税、そして一方ではそうやって行財政改革だとか、今の現状からして、そういう話になってくる。そしてそれがなされると、一方は何やってんだという話がまたぞろ出てくる現実があります。そして今言われたように報酬ひとつとってみても本来的には議会の議員の報酬をまとめて諮問をするということがどうかと。だからあえて議会の意向を聞いて、そして併せて諮問をするというような話でございますが、それでこのような財政が厳しい中で、一方議会費を見ると、議長交際費が今回減額になってるんでしょ、これ。財政の方でいいんかな。減額になってますね、これね。いくらからいくらに減額になってます。

議事課長

交際費につきましては、昨年が210万円でございますので、50万円の減額になっております。

人見委員

こうした交際費について、議長が、議会が判断をしてやったんだろうとは思いますが、行財政改革をともに進めるという意味で、何らかの財政当局なりから交際費について何か考えていただきたいとか、何か相談というかそうした意向というのは打ち出されてきたのでしょうか。どうですか。

議事課長

行財政改革の方針の中で、議会費に関する部分は含まれておりませんので、これは独自に減額したものでございます。

人見委員

この議長交際費についても、議会を、議員を代表する立場である議長が自ら判断をされて行財政改革に資して行こう、貢献して行こうということで判断をされた。ある意味ではその議長の下で、公正司る我々議員の意向をある意味では踏まえて議長が判断をされたんだろうと思います。で、今事務局の方で要するに、議会事務局、議会が判断をして、そういう相談を、なかったけれども削減をしたという話でございます。そして一方政務調査費が49ページ、2040万円上がっております。この政務調査費について、これについても執行部側から何か行財政改革に併せて議会の方でもこの点について考えていただきたいというような相談、話はございましたか。

議事課長

この政務調査費の減額につきましては、議員数減による減額でございますので、執行部の方から相談があったものではございません。

人見委員

それは当然のことながら、議員の減った分だけは当然85人から34人に減ったわけですから、分かるわけですが、それでもなおかつ、年額1議員に対して60万円の政務調査費がここに計上されてる。これに対して何らかの減額をしてはどうか、お願いできないかという相談はあったかどうかということをお尋ねしてるんですが。

議事課長

そういった相談はございません。

人見委員

これについても政務調査費のあり方についても議会の判断で、議会が協議をして、そして定めていくべきものだという理解をすべきなのか、遠慮して言ってこなかったのか。執行部に改めてお伺いします。

行財政改革推進室主幹

市長の諮問機関、行財政改革推進委員会がございまして、この中でいろんな議会のことにつきまして、いろんな委員さんからご意見等がございました。この中で、委員会の中では、その協議の過程の中でいろんな意見もありましたが、本委員会では市議会は選挙で選ばれた議員で構成する議決機関であり、市長の諮問機関である本委員会において、市議会に対する拘束的な意見等を述べることは望ましくないという意見が大勢でございましたので、この委員会では議会等に対する拘束的な意見については述べられておりません。それに基づきまして、執行部の方でも議会に対するものは検討はいたしておりません。

人見委員

で、いずれにしても、議会に関わる報酬を除き、議長の交際費、それから政務調査費、ましていわんや報酬の有り様についても市長から相談があれば、またなくても議会の側からその方針についてのその諮問をお願いをするというケースもある意味では議会のそうした自主的な判断の中で行われていくべきものだというのがどうも共通というか、行革の推進委員会の審議委員会の中でも検討委員会の中でも言われて来た。そういうふうなことで私どもも理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか、執行部の考え方。お聞かせ願いたいと思います。

財務部長

ただいま行革の主幹の方から答えたとおりでございまして、端的に言いますと公選された委員さん方に対して市長の諮問機関である、附属機関である我々が議会のことを縛るということはいかななものかということで最終的な意見がまとまりましたのでそういうことで執行部も同様に考えております。

人見委員

なかなかこうした議会にまつわる報酬はじめ等々の話というのがこうした委員会の場で議論ができていく。できにくいというよりも議会の中でしっかりと協議、合意形成というのを図っていかなければならない。そのようなことになろうかと思えます。私が地域振興のこともある意味では話を持っていくためにというか、要はこうした新産業の育成にしても、中学生や高校生や、また大学研究者やそれから企業のトップの方々がかような意味ではわが街、この飯塚の浮揚発展のためにどのように力を尽くして、どのような施策を講じていけばいいのか、行政は行政の立場で、民間は民間の立場で考えて行こう。またあるときには共に、共に考えて行こうというようなことで現実にそうした海外にも、また全国の先進地事例も学び、先進地から学んでくるようなケースというのは当然にあるわけだろうと思えます。したがって、私たちもそういう意味ではその議会の有り様の、役割のひとつとしてそうしたこれからもそうした調査や研究というか、先進地の事例も含めてどんどんと、そういう意味では提案をしていく役割があるということと、そして併せてこの予算の審議のように市長のこの行政の執行にあたる中身についてときにはチェックし注文をつけるというような話があるだろうと。そういう中でこれから議会の方としてもできうる限りのそういう意味では自らの役割と合わせて市財政への貢献というのも考えていかなければならないだろうと、このようなことで最後はこういうふうな形で終わることであんまりいい質問ではなかったかとは思いますが、なかなか場がありませんもんでね、何とか私たち議会のこれからの審議の中身に注目をしてもらいたいと、このようなことでとりあげさせていただきました。以上でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第1款議会費および第2款総務費について質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 15:39

再開 15:50

委員会を再開いたします。

次に第3款民生費、81ページから103ページまでの質疑を許します。

83ページ、民生費、社会福祉総務費、穂波福祉総合センターの借地料について佐藤委員の質疑を許します。

佐藤委員

83ページ、3款民生費、1項社会福祉費の14節、使用料および賃借料のところで、ページの一番下なのですが、借地料とありますが、これは今穂波にある総合福祉センター横の土地ということでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

佐藤委員

総合福祉センターを建設するときにあの土地を全体的に取り組んで遊歩道とかトイレを作ったりとか、そういうふうに総合的に建設するようになっていたんですが、その計画はどうなっているのでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

聞くところによりますと今ご質問者がおっしゃっておりますようにそういった計画等がございました。内容につきまして多目的な目的といった形で体育館とかウォーキングコースといった、そういった利用する計画は確かにございました。ただ合併を迎えましてこの構想は実現しなかったといったことで一応理解しております。

佐藤委員

その計画は今も生きているのか、もう終わったのか、その辺をお聞かせください。

社会・障がい者福祉課長

この計画につきましては、平成14年、旧穂波町で穂波町総合福祉センター基本構想といったものがございます。これが今でも生きておるかといったことでございますけれども、そのことも含めまして利用、有効活用だろうというふうに理解しております。現課といたしましてはこういった計画があるということは十分認識はしておりますけれども、今現在の状況と申しますか、そういったことを考えますと、直ちにこの計画がこのまま実現するかどうかについては何とも言えないような状況じゃなからうかというふうに考えております。ただこの有効活用につきましては、地権者の方もおられますし、また関係者の方もおられます。また関係各課とも今後とも調整をしていくという形にならうかと思っておりますけれども、本市の財政状況を考えれば、この構想が直ちに実現化といったことでは少しどうだろうかという具合には考えております。

佐藤委員

その計画なんですけど、お金を、財政的に苦しいことは分かっております。お金をかけないで、今グラウンドゴルフ等々されてある人がおるんですが、その人のために有効利用できる方法があると思うんですね。その方法も検討していただけるのでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

私も現地につきましては、何度か確認もしております。確かにゲートボール、あるいはまた子どもさんたちがそこで野球といったことでもされてあります。そういった状況については、十分把握しておるつもりでございます。こういったことも含めまして、協議・検討という形に

なるんじゃないだろうかというふうに考えております。

佐藤委員

今現場も詳しく知っておるといふこと言われたんですが、野球はもう十数年前にしてないんですね。ゲートボールも全くしてないんですね。今グラウンドゴルフとかそういうことをされてあるんです。あの土地は大変特殊な土地なんです。あそこは小学校が以前建ってたんですが、それが地域の人の十何人集とかそういう方々の土地で、今買おうとしても大変なんですね。それを整理して今福祉センターの建っている土地は確かに町が買い取りました。それであの土地はこれから有効利用するのに難しいですが、それでもなお借地料として払っている。その前は20年間400万円、草刈等入れれば1千万円近くのお金を使ってたんで、そのお金を無駄にしないために福祉センター等々建てました。今言ったとおり、周りの人も特殊な土地なんです、あそこは。自分の土地の方が少ない。借地、十何人集とかの借地の方が多い。建て替えるのにも、実際私自身が家建て替えるのに承諾取るのに半年以上掛かりました。地主の方で東京に行ってる人もおるし、亡くなった方もおるから、そういう関係上あそこは高齢化が急速に進んでまいります。2世帯住宅等が極めて少ない土地です。課長、その辺を詳しく調べて、あの土地を有効利用するということは、あそこの枝国3区、枝国地域、そして若菜校区、公民館長、全てが同意して請願した経緯もございます。その辺調べられたと信じ・・・、今間違っただけを思い違いで言われたと信じてますんで、その辺キチンと調べられて、今後検討していただきたいと思っております。これは要望です。

委員長

次に85ページ、民生費、高齢者福祉費、長寿祝金について川上委員の質疑を許します。

川上委員

85ページ、民生費、高齢者福祉費、85ページの中ほどに長寿祝金が2434万6千円計上されております。この金額は前年度と比べてほぼ対象人数で10分の1、予算で5分の1から4分の1に大幅減、大幅縮小しております。それでこの長寿祝金の事業ですがもともとどういう趣旨でスタートした事業なのかお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

長期に渡りまして高齢者に対しての長寿をお祝いするといった意味合いから支給しております。

川上委員

そうですね、社会がその方の長寿を祝うと同時に生きがい対策という側面があるでしょう。どうですか。

社会・障がい者福祉課長

おっしゃられるとおりと思っております。

川上委員

自治体によってスタート時は違うかもしれませんが、それなりに長い時期、事業を取り組んできておるんですけど、効果がどうだったかについてどのように評価していますか。

社会・障がい者福祉課長

効果につきまして、逐一確認はしておりません。

川上委員

もういっぺん答弁してもらいます。

社会・障がい者福祉課長

効果につきましては、それぞれお一人お一人にあたって確認はしておりません。

川上委員

保健福祉部長、答弁を求めます。

保健福祉部長

長寿祝金につきましては、先ほどから課長も答弁していますように、長年にわたりまして社会の発展に寄与された方、そういった功績や老人に対する敬愛をする意味からも支給を行ってきたところでございます。今回節目支給ということにさせていただいておりますけれども、効果ということでございますけれども、効果というか、行政の方から高齢者の方にお礼といいますか、お祝いするというところで支給しておるものでございますので、その効果そのものは個人個人のご判断もあるかと思っておりますので、一概にこうだということとは言えないかと思っております。

川上委員

副市長、どう思いますか。

合併前から国の方向もあって大事な事業だということで長年にわたって取り組んできた事業ですよ。担当課長はね、その事業、行政的に見てどういう評価しておるのかと。答えない。それから部長が1つ1つのことは分かりませんと。こういう答弁するわけですよ。

長年にわたってね、税投入してやってきたことについて評価がないというふうに言ってるんですね。どう思われますか。

副市長

長年事業を続けた中で、それも公金を使って行った事業に対し、その効果等について職員が検証していないというのですか、そういうことに対してどう思うかという質問かと思っておりますが、確かにこの長寿祝金は、趣旨は先ほどから部長なり課長なりが答弁しておるとおりでございます。これに昨年実施いたしましたタウンミーティングの中でも節目支給をしたらどうかという意見等もありましたので、そういうとも参考にしながら今回、節目支給ということでさせていただいておりますけど、お年寄りによっては確かに支給されて非常に喜ばれておるお年寄りも私も何人もお目にかかっておりますし、もうこういうのはやめたらどうかというお年寄りもおられることもまた事実であるというふうに認識をいたしております。今後この問題につきましては、広く浅く公金を使うのがいいのか、あるいはその資金をほかの方面に使わせてもらうのがいいのかと、そういうふうなことで今回決めさせてもらっておりますので、そこらへんはご理解をお願いしたいと思っております。

川上委員

昨年のタウンミーティングはあなた方があえて財源不足の額を正しく伝えない中で、52億円大キャンペーンを張っていく中でね、しかも国の政策によって貧困と格差が広がっていくでしょ。そういう苦しみの中でこのような5千円とかいうお金を、8千円とかいうお金をもらっているのかと。飯塚市がつぶれては困るので、赤字再建団体と言ってまわったでしょ、あなた方。だから善意の表れですよ、そういう発言は。あなた方そういう善意の発言の上にね、あぐらかいてね、私から言わせれば、厳しいかもしれないけど、自分たちが長年にわたってきた事業の評価もせずに制度を大幅に変えたわけですよ。この節目支給にした理由は何ですか。

社会・障がい者福祉課長

本市の行財政改革の大綱に基づきまして、このような案で私の方で考えて提出させていただいたという形になります。

川上委員

そんなことは聞いてないんですよ。中身を聞いてるわけ。なぜ節目支給をするのか。あなた方の発想だったらゼロという発想もあったんでしょう。あなた方のやり方から言えば、なぜ節目支給にするのか。それからその金額もあるでしょ。それをどうしてそれに決めたのか、そこを聞いてるんじゃないですか。あなた方、今までの事業の総括もしないんだから、なかなかそれは難しいかもしれないけど、しかしそれを決めた理由は何かあるはずですよ。合併協議で議論したというんだったら、その中身をあなた方で押さえとかないといけん。合併協議だからとか、行革だからご理解願いたいとかいう答弁は、飯塚の議会では通用しませんよ。

社会・障がい者福祉課長

今ご質問者がおっしゃられましたように、今回の案でございますけれども、合併する前の金額と申しますか、支給方法も一応検討いたしましたし、合併後、行革といった形での、その中の趣旨を踏まえましてこういった形でさせていただいておるような次第でございます。

川上委員

もう、どうして節目支給にしたか、それから節目ごとの金額はどうしてそれにしたかとかいうのはもう答弁しないんですか。課長答弁できないんだったら答弁できる方が答弁してください。

財務部長

この件に関しましては、確かに70歳以上の方からこういうふうに変えさせてもらいました。旧飯塚では75歳以上ということで、確かに長寿を祝って、長年の、社会に貢献されたことを祝うということで過去やって、それなりのお年寄り、先ほど副市長が言われるように喜ばれてきた一面もございます。ただ昨今の平均寿命の伸びによって、飯塚市では75歳にしております。しかし最近でいいますと一般的に節目というのは俗にいうところの賀寿といわれるもので、喜寿とか米寿とか傘寿とかいろいろそういう節目にやはり一定のお年寄りに対しての敬意を表するといえますか、その長寿を祝うという制度、やっぱり残した方がいいんじゃないかと。そして金額もただ押しなべて一律ということじゃなくて、やはりその長寿に対して金額は、もらえる方からいいますと若干かまございませんが、やはり差をつけて、それなりの年齢に応じて金額を高くしてやった方がいいんじゃないかといって担当課の方といろいろそういうふうな話も、今課長も質問者が言われることで忘れてると思いますが、そういうことで少し金額を増やしてお祝いを、こういう賀寿についてはやはりお祝いをしてさしあげるべきではないかという形で今回お願いしているような状況でございます。

川上委員

金がない、敬老祝金、長寿祝金を削る、なくす、というのは国が主導しているんですね。国が全国的に流行らせているんですよ。だから嘉麻でも今審査やってます・・・もう終わりましたかね、嘉麻。大激論ですよ。だから国の行革モデルがあるじゃないですか。その中のベスト何という中に入ってるじゃないですか。

あなた方は自分たちが高齢化進行していく中で税を投入して長寿を祝う、生きがい対策を行うということやってきたことについて何ら省みずに、総括、評価もしていない、第1。第2に新しい制度作る行政目的も今では不明確ですよ。それで制度を変えていく。第3に根本的に見えているのはお金がないからだと言うんですよ。ところが、共産党がずっと言っているようにこれぐらいの金はあるじゃないですか。それをあなた方は鯉田だとかいろんなところに投入しようとしている大型開発の予算を見れば分かりますよ。できるだけ小さく見せかけるようなことを言うんだけど。

そういう今私3つ言ったんだけど、その点から言えばこれまでの事業評価、それからももとの趣旨、これを放棄する理由は全くないですよ。賀寿といわれるけれども、それも日本の社会の中では文化的にも根付いていることだろうと思うんですよ、伝統的にはね。しかしもっと根付いているのは誕生日ですよ。誕生日は11年にいっぺんとか来ない。毎年来るんですよ。だからそういう意味では今までの事業のやり方がおかしかったってあなた方も言わない。言ってるのは金がないということだけですよ。ですから、そういう意味ではお金のことは研究しなければなりませんよ。しかし事業をこの段階でやめて、節目とかいうふうにする理由見当たらない。多くの高齢者の皆さん、特に昨年8月は思わず52億といわれて赤字再建団体だ、夕張だといわれてね、いや俺のは返却したいとか発言した方も、その後の事態見て、それどころやないと。国からこんだけ税を取られてね、負担も増えると。サービスは切られると。1円でもほしいというのが今の高齢者の姿ですよ。ですから、納得されないと思います。市長、この予算については削減予算については撤回する考えないですか。そして元のとおり、元の制度に

基づく予算を計上する。そういうお考えないですか。お尋ねします。

財務部長

先ほど私の方からも若干説明させていただきましたけど、この制度につきましては確かに高齢者の方にとりましては今言われるような負担の面におきましてはやはり一部厳しくなっているというのも理解はいたしております。ただ市の全体の予算の中でこの長寿祝金については元に戻すということにはなかなか難しゅうございますのでその辺はひとつご理解をお願いしたいと思っております。

川上委員

納得できません。この質問を終わります。

人見委員

すみません。まさに川上委員ほどキチンとした理論は僕には持ち合わせありませんけれど、一連のリコールの選挙で僕が痛切に感じたわけですね。本当に一部重なるんです、川上委員とは。それは確かに、また皆さんとも重なるんです。もう要らないよという方もおられたんです。だけど、これまで取るのという人たちの方が完璧に多かった。で、川上さんとはちょっと違うけれど、53億円は同じなんです。煽ったじゃないかと。出発の時点じゃなかったかと。これから1年あるじゃないかと。こういう想いでずっといた。そしたらリコール運動が始まった。そのときも53億、52億円。これは財政厳しい。議会が範を示してという話で、議会に關してですから、それはいいのかもしれない。だけど私の感覚からすればそうじゃないという想いをどこかやっぱり持ってました。そして結果的には11日、選挙になったわけです。それに関する費用も代表質問でお聞きしたような、やっぱりかなりの金額かかってきたんです。それでもやっぱり85から34に議員の数が減った。あの3月時点で暫定とはいえ予算を組むとき、また行財政の改革を立てるときは85から34に51名が減る報酬の財源効果、縮減効果というのはうたわれてなかった。1年早く前倒しになった。2億を超える。今見たらやっぱり改めて1億1千万円くらいの話ですよ。そうするとまさに一面、されど5千円だったんですよ。議員がこういう形でリコールで選挙になった。減った。行財政改革はその前に立ててた。この2億円を超えるお金について、我々としては、1年早く在任を解かれて、選挙を迎えるにあたって、せめて目に見える形でこれが使って、ある意味での目的税というか目的のあるお金として明々白々使っていただける。特に今年がそういう意味ではいろんな税制の改革、税源の移譲等々でまさに今そういう意味では悲鳴を上げようかという、そういうふうな状態に置かれる。せめてこの1、2年、もう少しこのお金を、議員が削減された分をあえて言えば、充ててでもあと1年、2年、ぎりぎりまで残して行こうよという、そうした姿があることによって、何もおこぼれ頂戴じゃないです。議会に対する何かあれをくれとか言うんじゃないんだけど、我々としてはそういう想いで選挙を迎えてた。僕は修正しろとは言わないけれど、撤回して、そして補正でも改めてやってもらえる措置があってもいいのではないかと、このように私からもあえてお願いをしたいわけですがけれどもいかがでしょうか。

財務部長

本会議でも、その52億円の最終的な2月までの経緯についてはご答弁申し上げましたけれども、確かに52億云々、53億円に近い金額というのはあくまでもあれは当初予算ベースの話でございます。そしてたまたま夕張の話が出てまいりまして、今言われますように議員さん方にとっては非常に厳しい結果になったということは我々も承知はいたしておりますが、確かに1年だけ早く前倒しになったというその分の財源が1年早く効果が出たということは事実ではございます。ただこのことで先送りにするというよりも、その節減になった、前倒しになった金額はまた別な形で活用させていただきたいというふうに考えておりますので、ひとつその辺のご理解をお願いしたいというふうに思っております。

人見委員

改めてこれ、質問項目だとか、資料の中に見てましてね、どれほど生活が今厳しい状況に置かれておるかというようなこと等が数字でまた出てくるんだらうと思います。そうした中で再度また聞くことがあろうかと思しますので、今日初日ですからあと2、3日あります。しっかりとそのあたりは意を包んでおいていただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:16

再開 16:17

( 委員長交替 )

副委員長

委員会を再開いたします。

江口委員

87ページ民生費高齢者福祉費に関してお聞きいたします。シルバー人材センターの補助金がここにざっとあるわけですが、シルバー自体の事業、およそこんな形の事業をやっているという部分だけまずご紹介ください。

社会・障がい者福祉課長

シルバーの今の仕事内容ということでございますけれども、受注という形になろうかと思えます。民間のほうから仕事もあれば、市のほうからの事業、仕事といったものもあります。

江口委員

今まさに仕事といわれたように、いろんなところから仕事を取ってきて、シルバー、高齢者の皆様方の就業機会を作るという形だと思っております。このシルバーに対して補助金が旧1市4町のところからずっと出ているかと思うんですが、全国の中を見回してシルバーに対して補助金を出していない自治体があるのかどうか、お聞かせいただけますか。

社会・障がい者福祉課長

他の市町村につきましては確認はしておりません。

江口委員

ちょっと考えるならば、高齢者だけで会社を興しておられる方々もいっぱいおられるわけです。考えたらこのシルバーが会社として自立できるようになっていただくというのは重要なことだと思っております。たしかにスタートアップのときに、ベンチャーでもそうです、立ち上がりの時には資金を提供して仕事を提供しながらそれを育てる、育成するという部分は必要です。ところが、ずっと果たして続くのがいいことなのかどうか、非常に私は、シルバーについては自立ができるんだと思っています。実際にやっておられる方々の中で、事務の方々を見ると、シルバーじゃなかったりするわけです。ところが、現実にはシルバーの会員さんの中で、事務をやる方、経理をやる方、営業をやる方、いっぱいおられるはずなので、そういうことを考えると、これから先もずっと補助金を出すことが適当なのかどうか、ぜひそのことをしっかり考えて、シルバーのほうにもその旨をお願いをしながらぜひ自立していただけるように、それこそ、自立するどころかどんどん稼いでいただいて、ある意味高齢者の方々がそこで消費ができるように育てていただきたい、そんな形になっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

質問者の言われるとおりだと思います。

江口委員

ぜひその点をよろしく願いいたします。願わくは2年、3年経つとこのシルバーの補助金がなくなって、ところが、シルバー自体はなくなることなく会員を増やしてやっていただいている、というそういった姿を望みたいと思います。その点ぜひ市長を始め皆様方どうぞよろし

くお願いいたします。続きまして、88ページ民生費、障がい者福祉費、その中に報償費で障がい者相談員謝礼金というのがございます。これに関連して、障がい者相談員というものの制度についてまずお聞きいたします。

社会障がい者福祉課長

この制度は障がい児・者の日常生活で起こりますさまざまな問題につきまして、地域の相談員が相談に応じるといったものでございます。

江口委員

今、日常生活の相談というお話がございました。とするならば、その相談員の方々はこちらかというところと多少の知識はあるんだけど、専門的なところまではいっていないという理解でよろしいですか。

社会・障がい者福祉課長

今ガイドブックに載せております障がい者の方合わせますと身体が22名、知的が8名、精神が3名、これは実は県の相談員の方も含めておりますが、本市では身体が5人、知的が2名、精神が3名という具合になっております。要はそれぞれ障がいを抱えてある方が、そのまま相談員になってあるといった形になっております。

江口委員

現実にご自分たちも障がいがありながらというお話でした。確かにそうなると、大変だよなっていう共感という能力では非常に優れているのかもしれませんが、ところがやはり問題解決ができるかどうかだと思ってるんです。その点についてはやはり多少の不安を覚えております。ぜひこの障がい者相談員の方々が、じゃあそのレベルで終わらない相談にあったときにどこに行けばいいよという部分分かるような形でキチンとその制度を作っていたらいいと思うんですが、現実には何かございますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

今ご質問者がおっしゃっておりますように、相談員さん、それぞれやっぱりいろんな相談と申しますが、年に一度でございますけども、業務報告書が出されております。生活にしる、医療にしる、いろんな、例えば夜中に相談を受けて大変だといったこともやっぱり業務報告書の中には出てきております。本市ではこの自立支援法の下で支援センターといったものを今現在立ち上げております。身体であればサン・アビ、知的であれば笠松、精神であればバサラといった形の支援センターをそれぞれ立ち上げております。身体を除きまして他の2障がいについては24時間といった形のいわゆる専門屋もその中に常駐させて、できるだけ相談に応じられるといった体制を今整えておりますし、またできて間がないんですが、それなりの対応を今現在固めつつありますので、そういった形で今後相談員さんもそこいら辺りの支援センターとの連携を図るようにしていただきたいと思っておりますし、私の方からもぜひそういった形で今後進めていきたいというふうに考えております。

江口委員

少し制度ができていくということなので、ちょっとホッとほしてはいるんですが、やはり一方、こういった障がいのある方々が実際に相談に行くというのはやはり大変なことだと思うわけです。ぜひそう言って来られたときにキチンと対応できるように相談員の方々にもぜひいろんな制度について周知いただきたいと思っております。また併せて今言われたところでもなお解決しない部分があるんだと思っております。前も何らかの機会、別の機会にお話しましたが、虐待、児童虐待の場合にはケース会議として児童相談所が入る、警察が入る、医師が入るとかいった形でございますよね。ぜひそういった部分も含めてサポートの体制を整えていただきたい。また併せて、そういった障がいのある方々が相談に来れるような体制だけではなくて、障がいのある方々に、こちら側っていったら変ですが、相談員とかそういった方々がお声がけをする仕組みを作っていたらいいと要望してこの質問を終わります。

副委員長

暫時休憩します。

休憩 16:25

再開 16:25

( 委員長交替 )

委員長

委員会を再開いたします。

次に90ページ、民生費、障がい者福祉費、地域活動支援センター事業について川上委員の質疑を許します。

川上委員

90ページ、民生費障がい者福祉費、一番上にありますけれども、地域活動支援センター事業についてです。提出資料の6ページに共同作業所運営補助金からの移行、旧2市1町共同と書いてあります。精神障がい者分、知的障がい者分とあるわけですがけれども、事業の内容について伺います。

社会障がい者福祉課長

この制度は障がい者の交流、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を支援する市町村地域生活支援事業の一つでございます。本市といたしましては、従来いずみ会がございまして、ここと嘉麻市と桂川町との2市1町で共同設置運営という形で今回地域活動支援センター1型ということでの委託をしております。

川上委員

障がい者に対する福祉支援については施行2年目の障がい者自立支援法があるわけですが、この障がい者自立支援法というのは、障がい者・児やその家族に重い負担を押し付けて、施設事業所の経営を困難にし、福祉労働者の離職や労働条件の悪化を全国的に進めている、そういう役割を果たしていますね。その実態については担当課のほうでよく承知されていると思うんですが、かねてから指摘もし、提案も共産党としてはしてきましたけれども、現段階で市として独自の財政出動による支援、どういうことをしているかお尋ねします。

社会障がい者福祉課長

地域活動支援センターにつきましては、今質問者もおっしゃっておりますように、小規模作業所は全国で6000、約9万人の方が働いてあるということがかねがね安定的な運営を保証してほしい、といった関係者の意見もございました。実はこれは、昨年12月に特別対策というかたちで従来の小規模作業所がどうしても今回こういった地域活動支援センターのほうに移行できない場合についても、平成21年度までについては一応財政の負担をしよう、といったかたちの特別対策はなされております。本市におきましてはこの小規模作業所がいずみ会、これは精神でございまして、心身障がい者の共同作業につきましては若菜と庄内と草の根の計4つがございまして。昨年、自立支援法が制定された中で、これら4つのそれぞれの共同作業所のほうに市のほうから自立支援法に基づくところの補助がこういった形でなされるから、ひとつぜひ、そういった意味でのひとつの法人格を取得していくといった、そういった施設に対応できないか、といった持ちかけをいたしまして、本市につきましては新体系のほうには移行済みしております。

川上委員

市としての努力はしておるけれども独自の財政出動というのは聞かれませんでした。それで先ほど答弁にあった政府与党の特別対策の問題なんですね。これについては障がい者関係者の大きな運動の前に国のほうで手直しをせざるを得なかったということなんです。内容的には期限付きの部分的な予算措置に過ぎません。本質的には原則1割の障がい者福祉サービスの利用料、医療費の応益負担、これを撤回させなければならぬと思うわけです。でなければ障がい者

福祉支援は進まない。そこで、市として国のほうにあらゆる機会を通じてこの原則 1 割、利用料、医療費の応益負担撤回を意見を上げる、そういうお考えはございませんか。お尋ねします。

社会障がい者福祉課長

ただいま質問者がおっしゃいましたように、本市のほうといたしましては、自立支援法につきましてはいろいろな意見があるということで十分承知しておりますし、本市といたしましてこの自立支援についての、いま質問者がおっしゃいました点も含めてたとえばこの今回の小規模作業所でございますけれども、そういったことも含めまして福岡県市長会を通じて国のほうに対して要望等を出しております。

川上委員

そこで、国に対してはそういうことで強く全国的な問題ですから取り組むと同時に差し迫った問題で原則 1 割の利用というのはいろいろ手当てが出て改善されておるといっただけけれども、この法律以前はほとんどのかたは無料だったわけですよ。そういう点から言えば、市が財政厳しいとはいえ一定の助成をしてしかるべきだ、と。おそらく試算はまだ私もしておりませんが、その額はあまり大きくない。鯉田工業団地に出るお金と比べれば。だから、これもぜひ応えやすいように聞きますよ。研究していただけないか、市長。答弁をお願いします。

市長

研究するようにします。

川上委員

じゃあ続けて質問いたします。

委員長

91 ページから 102 ページまで川上委員の質疑を許します。

川上委員

90 ページ、民生費、障がい者福祉費、手話通訳者等派遣事業についてお尋ねいたします。

この事業については飯塚市聴力言語障害者福祉協議会と嘉飯山手話の会連絡協議会の代表が手話通訳者派遣事業の充実を求める請願を昨年 12 月議会に提出されて、採択されております。第 1 は専任通訳者の設置と派遣、第 2 は手話通訳者の登録と派遣、第 3 は手話ボランティア養成講座、手話通訳者養成講座の定期開催、さらに手話ボランティア、手話通訳者の養成ということなんですね。そこで、今回予算措置のある手話通訳者等派遣事業とはどういう内容が改めてお尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

ご説明いたします。この制度は聴覚言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通を図ることに障がいがある方に手話通訳等の方法により障がい者とその他の方の意思疎通を仲介する手話派遣者等の派遣事業ということで意思疎通の円滑化を図ることを目的としております。

川上委員

全般的ノーマライゼーションとの関係でどういう意義を持つと思われませんか。

社会・障がい者福祉課長

これご質問者が先ほどおっしゃられましたように、いろいろ請願の中で出されておりますけれども、今回はこの派遣といった形の制度でございます。この制度によりまして必要とされる方に本人の希望によりまして、手話の方針あるいはまた通訳者、さらには通訳士といった内容によりましてそれぞれ手話通訳の派遣をすることによって意思の疎通を図りたいといったことでございます。

川上委員

それでは今後のことなんですが、第 1 の専任手話通訳者の設置・派遣と 3 点目の養成ですね、マンパワー養成ということだと思んですが、これについては今後どういう取り組みをお考え

でしょうか。

社会障がい者福祉課長

手話の通訳者につきましては、これは県の養成研修事業で登録を受けた方でございます。また方針につきましては市の方、あるいは社協の方でそれぞれ研修を設けてその研修で一定の成果を上げられて登録された方といった形で考えております。だいたい方針といたしまして、約40名くらい、通訳者はだいたい今4名おられますが、こういった方々のマンパワーを利用して必要とされる聴覚障がい者等にこの制度を普及させていきたいと考えております。

川上委員

昨年末のタウンミーティングの折に、市長もおられたと思うんですが、聴覚障がいのある方が県営篠田団地お住まいで、高架下がありますね。あそこにちょっと集中した雨が降ると水が溜まって危険な状態になりますね。あそこのことなど市長に伝えたいということで一生懸命ね、思い出されましたでしょ。だから通常の日常生活と同時に、災害時の問題とか命に関わることもあるので、この分野はさらに充実する必要があるだろうというふうに私は思います。

続けて91ページ、民生費、国民年金費に関連して、年金記録について伺います。

本市の国民年金の業務内容と体制がどうなっておりますか。伺います。

市民課長

市町村は法定受託事務として、国民年金に関する事務を行っているところでございます。

国民年金は全ての国民を対象として老齢、障害、死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に制定されておりますが、20歳以上、それから60歳未満で日本の国内に住所がある人が被保険者になることとなっております。

市町村が行う主な事務といたしましては、国民年金資格の取得・喪失届出、老齢・障害年金裁定請求および保険料免除申請などの受付を行いまして、その内容を審査し、社会保険事務所に進達を行うこととなっております。また日常の相談業務も行うこととなっております。また次に、事務体制につきましては、本庁は市民課年金係、係長以下6名でそのほか各支所市民環境課の市民年金係は係長および担当者1名、計2名で事務を執り行っているところでございます。

川上委員

そこで徴収業務、年金保険料の徴収業務はどのようになっていますか。

市民課長

昭和61年4月の年金制度の改正に伴いまして、社会保険庁が電算化されておりますが、市町村がこのとき管理しておりました紙台帳の納付記録が社会保険庁に引き継がれております。このため納付につきましては・・・失礼いたしました。

14年4月に地方分権一括法が施行されまして、それまで行っておりました国民年金保険料収納事務、つまり印紙検認事務でございますが、これは国による直接収納事務に変更されたため、市町村では行っておりません。

川上委員

それで、消えた年金問題なんですけど、社会保険庁の責任、それから政府の責任が大変な事態になっているわけですが、徴収業務を社会保険庁が行うということになって、年金記録を廃棄した地方自治体が少なくないですね。それで、本市では年金記録どのようになっていますか。

市民課長

本市につきましても社会保険庁の方が電算化いたしまして、納付記録を移行しましたことにより、紙台帳としては廃棄しております。それ以降につきましては、社会保険庁の方が全て管理しておりますので、市としては管理する必要がございませんけれども、納付されたデータにつきましては、本市としましても社会保険庁に問い合わせいたしまして、電算システムの中で

一応記録はしておりました。

川上委員

今の答弁は紙資料は廃棄しておると。しかし、電子情報を通しては持っておりますということですか。

市民課長

この電子データにつきましても、昨年の1市4町の合併によりまして、社会保険庁の方が管理しておりますので、市としましてはバックアップデータとして残している程度でございます。

川上委員

そのバックアップデータでいいんですが、それは100%残ってますか。

市民課長

このバックアップデータとして残しておりますのは1市3町でありまして、旧穎田町につきましては、帳票として一部残しております。

川上委員

市民の、この問題での問い合わせはいかがでしょうか。

市民課長

年金記録の納付確認のために窓口におみえになった市民の方は、5月は本庁が17件、穂波支所に関しては7件、筑穂支所、庄内支所および穎田支所の窓口におみえになった方が各1件で合計27件となっております。

また6月につきましては、本庁が24件、穂波支所が10件、筑穂支所が2件、庄内および穎田支所が各1件、合計38件となっております。電話による問い合わせも本庁、各支所合わせまして5月が14件、6月が28件となっております。徐々に増加している傾向にあります。

川上委員

香川県坂出市は今月13日から国民年金の納付状況を記録した手書き台帳コピーの無料交付を始め、初日から3日間、連日100人を上回る市民が詰めかけて交付を申請したという報道がありました。読売新聞、6月27日付によると納付記録複写を交付。戸籍謄本等の無料交付。取次ぎサービスを全国で60市町が行っているとのことであります。市長、本市でもこういう取り組みを早急に行う考えはありませんか。

市民課長

先ほどバックアップデータとして残っておるとご答弁申し上げましたが、そのデータにつきまして、どのような活用できるのか、またこれは費用がかかることとございますので、社会保険庁と十分協議を行いながら市民の皆様にもどのような方法で提供できるのかということは今検討しているところでございます。

川上委員

昨日国会で我が党議員が社会保険庁、国が持っている年金記録は全て履歴を1億人ですか、国民に送付せよという要求をしまして、それをしようという答弁が出たんですね。するとどういことになるかということ、国の方が役に立たないから、資料見て役に立たないから自治体に対して問い合わせがたくさん来ることになると思うんですよ。まあ当然のことです。それで、先ほどの課長の答弁では技術的なこともまだ残っておるのかもしれないけれども、予算と体制のことも心配されてると思うんですよ。それで市長、私はこの事務については市長に何の責任もないんですけども、ぜひ早急に実施しないといけないと思うんですね。そのためには市が独自予算をどうするのかということは、これ考えるのは市長の仕事やないかと思うんですよ。と同時に私は国に対して、飯塚市がその事務をやるに必要な予算と体制については、国に特別な予算措置を求めていくことも考える必要があると思うんですね。これは1人、飯塚市だけのことではないと思いますので、市長がそれこそリーダーシップを発揮して、声を上げて予算措置を求めていってほしいと思うんですよ。もちろん事務を早急に段取りして、検討しても

らったらいいですね、研究ではなくて。どうでしょうか。

市民環境部長

質問者が言われますことは、すでに先週所管課のほうに指導いたしまして、これから先社会保険庁のオンライン記録の確認作業は進展する中で保管資料として当然必要になることも考えられますので先週すでにどのような方法、また内容で取り出せるか、そのようなことを関係化と協議して現在検討中でございます。年金の履歴に不安をもたれます市民の方のためにも、その活用、必要性について社会保険庁と十分協議して取り組みたいと考えております。

市民環境部長

予算措置の関係については、どのような方法で取り出せるか、ということもございまして、費用がどの程度かかるかを今積算をお願いしているところでございますし、またそれができるか、どのような内容が、ペーパーか、いろんな形のものもございまして。それが社会保険庁が補完的資料ということで大臣あたりも考えてありますので、それがあれば必要かということまで含めたなかで検討したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

川上委員

市長は過去の問題については何の責任もないんだけど、問題が生じている以上は対応する責任があると思うんですね。お金ことも当然いるんで、遠慮なく国に予算措置を要求されるべきだと思うんですね。これについて質問を終わります。

原田委員

先ほどの市民課長、バックアップデータがありますというような答弁があったかと思っております。これは基本資料としてこれが全部大もとのデータが社会保険庁に行ったわけでしょう。そうでしょう。そこで社会保険庁のほうでアルバイトとかパートさんとか雇って入力作業をやったわけですね。その段階のミスというのがかなり多いんです。原資になるのはこのバックアップデータなんですよね。そこでお尋ねいたしますが、当時のシステムでバックアップされたものが今現在ポンと取り出せるんですか。プリントアウト、たとえばできるんですか。お尋ねします。

情報推進課長

今お尋ねの件は市民環境部長がいま答弁いたしましたように先週から私どもも入りましてどのような形で取り出せるかという協議をいたしております。それぞれのシステムでバックアップを取っておりますので、旧飯塚市におきましても新システムに変わっておりますのでそれをどう戻すか、システムはどうなるか、バックアップのとり方をどうやったか、データだけを取っていたのか、そういったことも今確認をしております。旧3町分、穂波、筑穂、庄内分に関しましてはそれぞれの元々開発しておりましたベンダーに対しましてどういうふうなデータのバックアップデータになっているか、どのように元に戻せるか、元に戻す方法を飯塚市のホストコンピューターに取り出せるのか、それともパソコン側のデータとして取り出せるのか、残っているデータの形式はどうなのか、そういうことを今全部精査をしております。それに基づいてもし必要なデータを取り出すときにはいくらくらいかかるのか、ということは、私どもにもそのコンピューターがありませんので、そのベンダーに対してバックアップデータを持ち込みましてそのホストコンピューターを借りて打ち出しで必要なものをつくってもらおうという形になろうかと思っております。今その作業を進めているという状況でございます。

原田委員

たぶんそういったことだろうとは思ったんですが、ただ全般的に言えると思うんですけど、バックアップといってもただそのときとっておいてあとで回復処理できないというようなことじゃその時点で次システム替えたときにそこら辺のデータコンバートができなかったかなと思うんですよ。ちょっと少し怠慢じゃないかなという気がするんです。それともひとつ、先ほどの頼田については一部文書保管ということ、一部だけ文書で残っておいて後はパーというこ

とですか。ちょっとお尋ねします。

市民課長

昭和61年4月の年金改正に伴いまして社会保険庁が電算化されております。それで、市町村が管理しておりました紙台帳の記録をすべて社会保険庁に引き継いだ経緯がございます。そのために各市町村が保有しておりました年金の納付記録というのは保管する必要がなくなったということで台帳なり、今回の合併に伴いましてバックアップデータは取っていない、ということでございます。

情報推進課長

いま市民課長が話しましたけれども、実は社会保険庁にデータを全部移行するという形になりましたときに自治体側でのデータはそこで持たなくてもいいというふうになっておりましたので、合併のときにホストコンピューターの中にあつたデータは全部取っておこうということでバックアップデータを一応取ったという経緯でございますので、よろしくご理解のほうお願いいたします。

原田委員

バックアップデータについてはわかりました。取る必要性がなかった、と法的に認められておつたということですね。それを一応は取っておいたと。こういう事態になるということが当時は予測できなかったというふうな理解をいたしております。それはある程度わかりますけれども、今の一部文書の保管ということは、一部保管があるかどうか、と私は聞いていたんですよ。それ以外はないんですか、と。簡単にそれだけ単純に聞いたんですが。

委員長

暫時休憩いたします

休憩 16:56

再開 16:56

委員会を再開いたします。

市民課長

一部穎田の方が記録が残っていたと申しました件につきましては、平成7年から平成13年までの領収書といいますか、それが残っていたということでございます。

上野委員

旧穎田地区のバックアップデータはあるんですか。

情報推進課長

私どもで確認を取りましたときには、旧穎田の電算のほうではそのバックアップデータは取っていないということで確認を取っております。

委員長

暫時休憩いたします。再開を5時5分といたします。

休憩 16:59

再開 17:05

委員会を再開いたします。

川上委員

93ページ、民生費、児童福祉総務費、要保護児童連絡協議会について伺います。

この協議会、新たに出発するものだと思いますが、設置目的を伺います。

児童育成課長

要保護児童連絡協議会は平成16年の児童福祉法の改正により厚生労働省は虐待を受けた児童を増加していることから、市町村の体制強化を図るため関係機関が連携を図り児童虐待への対応を行う要保護児童対策地域協議会の設置を促進しております。飯塚市におきましても従来設置していましたが児童虐待防止連絡協議会を合併を契機として平成18年8月に要保護児童連

絡協議会を設置いたしまして、虐待を受けた児童のみならず非行児童、傷害児童なども含まれる要保護児童全般に対応しております。要保護児童連絡協議会の設置目的といたしまして、保護者からの虐待を受けた児童や非行少年および傷害児童等の家庭が抱える問題は複雑かつ専門的であることからこのような問題は保護者のみで解決していくことは困難であります。そのため行政サービス機関がこれらの要保護児童家庭の必要な情報の交換を行うと共に要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行い考え方を共有し、連携を深めることによって要保護児童の適切な保護を図るため設置しております。なお委員会構成は児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察、司法機関の23名で構成をしております。また下部組織として実務者会議を設置しております。

川上委員

この問題をめぐる情勢といいたしでしょうか、状況については、いろいろな角度から考えることができると思うんですが、私は本市の家庭児童相談室への相談の状況を見るのはひとつの断面を捉える上で非常に重要と思うんですね。それで、この家庭児童相談室への相談の件数、どのようになっているか伺います。

児童育成課長

囑託職員3名で当たっております。家庭児童相談の相談内容といたしましては、性格、言語・・・失礼いたしました。

平成18年度の家庭児童相談室における相談件数は、虐待件数85件を含む523件でございます。対応述べ件数は虐待件数1460回を含む3850回でございます。

川上委員

これが大変な数だと思うんですが、これが基本的には増加傾向にあるんですか。それとも横ばいとか、どういう状況ですか。

児童育成課長

増加傾向でございます。

川上委員

それで、その相談内容の深刻さがどういう状況かというのを知りたいんですね。どんな特徴がありますか。

児童育成課長

家庭児童相談室に寄せられる相談件数は軽微なものがございますが、そのほとんどの場合子どもを育てていく環境が劣悪であるという相談が多いと認識しております。これは単に経済的な問題ではなく、親の生きてきた生育歴に起因し、それを保護していく作業と申しますのは、相談員や保健師、保育士、小学校教諭等が関わりながら、もつれていた絹糸といいますが、を手でほぐすような作業でございます。ときに児童相談所の一時保護をかけたしながら荒療治も行うわけですが、結局子どもたちの帰っていくところは家庭であるわけでございます。せめてこの子どもたちが成長した後に、親だけでなく多くの大人たちに守られて育ってきたという気持ち、これを彼らの子どもたちに返そうとがんばっておるところでございます。先ほども申しましたように、奸悪化しても解決しない問題を多く抱えながら新しい相談件数が次々と起こっている現状でございます。

川上委員

担当のみなさんが抱えきれないご苦労をされてると思ったし、それからそういう環境にある子どもたちに対する愛情が伝わってくるお話でした。それで私はそういう背景には貧困と格差の今日的な深まりがあると思うんですね。そういうこともあるし、いずれにしても状況としては大変深刻になってきていると。そこでこの要保護児童連絡会の役割が大きくなっていくと思うんですが、個々の具体的なケースへの対応はどのようにされるのかお尋ねいたします。

児童育成課長

先ほども申しましたように、実務者会議において対応をしておるところでございます。実務者会議につきましては、保育所の園児が虐待を受けた例で申しますと、保育所、児童相談所、児童福祉士、保健師、嘉穂保健福祉環境事務所の高齢者児童家庭係員が集まり、それぞれの立場から家庭状況の報告を行います。次に問題点の洗い出しを行い、それぞれの立場で何ができるかを話し合い、訪問指導、専門医の紹介等問題解決に向けての協力体制をとりながら相談に対応しております。このような実務者会議を行うことにより、情報の共有が可能となり、子どもや家庭の状況の把握や理解が深まることで相談者に対する援助の質が上がるものと考えております。

川上委員

そこで児童育成課の協議会における役割はどういう役割になっておるかお尋ねします。

児童育成課長

飯塚市要保護児童連絡協議会運営要綱で、児童育成課は要保護児童連絡調整機関となっております。また要保護児童連絡調整機関の業務は協議会の事務の総括に関すること、要保護児童に対する実施状況の把握や関係機関との連絡調整を行うこととございます。

川上委員

それでは、最初にこの問題をめぐる状況を特徴として相談件数をお聞きいたしましたけど、家庭児童相談室の体制はどうなっていますか。

児童育成課長

嘱託職員3名で当たっております。家庭児童相談の相談内容といたしましては、性格、言語に関する相談、非行に関する相談、家庭関係に関する相談、心身障害に関する相談やその他過程における人間関係の健全化および児童養育の適正化を図る相談が寄せられており、また2名の嘱託職員を母子自立支援員として配置し、母子家庭や寡婦の方々の抱えている問題について、自立支援のための情報提供、相談指導を行っており、配偶者からの暴力や家庭上の問題がある場合は母子家庭支援施設に措置するケースもございます。平成19年4月1日現在、7施設7世帯23名が入所しているところでございます。

川上委員

今の答弁からすると、家庭児童相談室は嘱託職員が3プラス2で5人おられると。正職員としては課長と課長補佐、2人おられるということですか。お尋ねします。

児童育成課長

それと係員がおります。

川上委員

家庭児童相談室は嘱託職員5人で構成してるんですね。正規職員はいるんですか。

児童育成課長

正規職員は課長補佐、それから係長、それから係が1人で3名でございます。

川上委員

いずれにしても大事な仕事を、しかもその仕事はどんどん増えていると。愛情を持って粘り強くがんばらなければならない大事な仕事だと思うんですよ。それで、一層の体制充実が必要になっていると思うんですが、市長、どのようにお考えでしょうか。

児童社会福祉部長

委員からも指摘いただいておりますように、現在の児童虐待、少年の非行、障がい者の問題、非常に現場のケース、個々に非常に厳しい状況がございます。ある部分いいました場合に、児童虐待をされる父親の中には覚せい剤等を常用されておる方もございます。相談を受けておりますところの、ただいま課長が申しましたように、家庭児童相談員3名、母子自立支援員2名、全て女性でございます。児童社会福祉部といたしましては、今年度4月から保護課等の連携とる中で警察OBを嘱託職員に迎えまして、そこら辺の対応も併せてするようにいたしております。

す。組織といたしましては、児童育成課課長、課長補佐兼務の係長、職員がおります。しかしながら建物、ご承知のとおり建物の構造が、相談室自体は第2別館の1階入ってすぐ右側で、嘱託職員、女性だけの5名体制になっております。課長以下の職員につきましては2階の方に人員配置いたしておりますものですから、今後につきましてはそこら辺の建物の構造的な問題もございます。そういったことも検討していきたいと。また特に今後につきましては、先ほど課長が答弁いたしておりましたとおり、個々の専門家によるところのアドバイス、以前は点になっておりました。相談される方が例えば小児科のお医者さんとか臨床心理士のところとか、もちろん小中学校の担任の先生、校長先生等に相談に行かれておりましたけれども、そこら辺を要保護児童連絡協議会を設立いたしまして、このネットワーク化を図りまして、合わせて実務者会議もケースごとに充実した中で今後最大限、児童虐待等の対応につきましては積極的な関係機関との連携を図った中で対応していきたいというふうに考えております。

川上委員

私が申しました、一層の充実を先ほど言った中には人的な意味合いが強くあったんですけれども、それ以外の施設の面とか、いろんな面での自立が必要だということがわかりました。

次の質問、94ページです。民生費、児童福祉総務費、94ページの上から3段目に乳幼児医療費があります。2億243万4千円についてですね。

今回措置によって5歳未満まで医療費が無料となり、初診料も県事業により今年1月から無料になったという説明がありました。若い子育て世代は大変助かると思うんです。私は市長の行財政改革の大きな流れは住民サービスの切り下げ、負担増にあると指摘してまいりました。流れを切り替えるように求めているわけですが、市長は今回の予算措置についてどのように決断をしたのかお伺いいたします。

健康増進課長

19年度予算編成についてのご質問でございます。今委員ご指摘のとおり非常に若い世代の子育てといったことの一助となるようにということで医療費の助成ということを行ってまいっております。18年度は合併協議によりまして県助成3歳未満の部分を1歳引き上げて4歳と。今回それをさらに1歳引き上げて5歳ということで、いわゆる少子化対策の一環といったことも含めまして大きな事業、少子化対策のひとつの柱といったふうにとらえて今回拡大いたしております。

川上委員

私は市長の行財政改革をそういう意味では厳しく批判してきているわけですよ。今もそうです。そういう状況の中で市長がそういう大きい流れの中であるにも関わらずこの乳幼児医療についてはね、一定額の予算措置をするという決断をしたわけですよ。それは大事なことだと思うんですね。その決意をどういうふうに決意されたかお伺いしたいわけです。

市長

今乳幼児だけの部分に関しては市民の皆さんの方に理解を得た部分じゃないかと思えます。タウンミーティングでも私はいろんな想いを話させていただきました。数字、予算のこととか財政のことももちろんですけども、それを抜きにした考え方も、学校の義務教育の間は給食費は無料にしたいとかいろんなこと言いました。それは文部科学省の関係とかいろんな関係でできることできないこともありましようけど、どうかしてこの地域が特色ある子育てがしやすい環境であり、また高齢者がここの地域に住んでよかったという想いをこれからもどんどんやっていかなきゃならない。そのためにも早く財政を立て直して、その中で新しい施策を練っていきたいというふうに考えておりますので、その1つとしてたまたまこれを今委員の方からお話ございましたけども、この点に関しては今これ5歳ですかね、もう1年くらいまた次の年くらいには上げて行きたい。だからこれをなぜかということじゃなくてこの分も1つの要因でほかのことも当然考えていかなきゃならないということで、何もこれを特化してこれ

を急いだということではないんですけれども、その1つの要素であるというふうに考えております。

川上委員

嘉麻市、桂川町はどういった措置をとっておるかご存じですか。

健康増進課長

嘉麻市、桂川町につきましても5歳未満までの対象となっておりますというふうに。

川上委員

まあいずれにしても非常に重要な予算措置だと思うんですね。ところが、市長のそういう決断にもかかわらず、高すぎる国民健康保険税を支払うお金がなくて、国民健康保険証を取り上げられている世帯では、この乳幼児無料制度の適用が受けられない。そういう状態が続いているわけです。今の瞬間も、非常に重大な問題です。そういう世帯、今何世帯あるか調査ができていますか。

健康増進課長

いわゆる資格証明書を発行している世帯というふうにご質問を捉えさせていただきます、お答えいたします。

世帯で約40世帯ほど、人数で約66名程度でございます。

川上委員

確認します。その66人というのは子どもの数ですか、対象となる。

健康増進課長

そのとおりでございます。

川上委員

市長、長野県松本市は人口約22万8千人なんですね。従来から乳幼児のいる世帯に対しては、資格証明書の交付、つまり国民健康保険証の取り上げは運用によって、していなかったんです。しかし昨年10月1日の国民健康保険証の切り替えを前にして、国民健康保険税の滞納があり、短期保険証あるいは資格証明書しかもらえなかった180世帯の母子家庭に正規の保険証を発行するようになったんです。大変喜んでおられるわけですね。予算措置が必要なら私はさらに一般会計から繰り出しをしてでも、本市の乳幼児医療無料制度の対象となる子どもがいる世帯には国民健康保険証を交付してほかの子どもたちと同じように無料制度が受けられるようにしていただきたいと思うわけです。市長のお考えを伺います。

健康増進課長

資格証に関しましては、納税の勧奨といったようなことで義務付けられております。今申されますように、乳幼児を抱えておる世帯に、対象者に、保険証を交付するよといったようなことでございますけれども、資格証の関係につきましても老人医療受給者に対しましては、いわゆる資格証明書については発行いたしておりません。健康に対する抵抗の弱い方々といったような意味合い含めると、この乳幼児に対する資格証を、保険証に替え発行するといったことにつきましても、十分に検討する必要があるというふうに考えております。

川上委員

皆さんの中には、国との関係はどうかと心配される方もあるかもしれません。2005年2月15日に厚生労働省国保課長通知、収納対策緊急プランの策定等についてが出されて、その後、同課長補佐名で収納対策緊急プランの考え方と策定方法と題する通知の解説が出されました。

そこではこのように言ってるんですね。乳幼児の医療費助成の上乗せをしている地域では、対象となる乳幼児が含まれる世帯は資格証明書の対象外とすることを検討すべきであると言ってるんです。国が言ってるんですね。市長、本市においても、ぜひ早急に検討していただきたいと思うわけです。できれば10月1日の保険証改定を待たずに、早急に66人の子どもたち、

ほかの子と同じように医療費無料化、してもらうようお願いしたいんですがどうでしょう。

保健福祉部長

ただいま質問者の言われることは重々理解しておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

川上委員

前向きに、今言ったような方向とスピード、考えていただきたいと思うわけです。国に対しては私は小学校就学前の子どもの医療費、これを所得制限なしで無料化する国の制度を確立して、国の制度の上に、その共通の制度の上に全国に広がっている制度ですから自治体独自の助成制度、さらに上乘せして前進させることが大事だと思うんですよ。国がもし就学前までとなれば、飯塚市ががんばってるのを加えれば、中学生までということになるんですね。先ほどの子どもを取り巻く環境にとっても大事なことだと思うんですよ。それで私は、本市としては国に対して小学校就学前の子どもの医療費を所得制限なしで無料化せよという制度、改めて国に要望してはどうかと思うんですが、この辺についてはどうお考えでしょうか。お尋ねします。

健康増進課長

国に対しての要望等につきましても、市長会総会等の議案に載せまして乳幼児の制度化、国の制度化ということに対して要望を出しているところでございます。

川上委員

所得制限なしで要求していただきたいと思います。それから次の質問ですが、95ページ、民生費、保育所費に関連して、園児の安全対策について伺います。

まず安全対策といった場合、いろんな角度があるんですが、1つとしては老朽化した施設、遊具を含めて、補修、どういったふうに行われておるのかお伺いいたします。

保育課長

それでは最初に遊具等の安全対策について説明したいと思います。

遊具等の安全対策につきましては、職員が毎朝、錆び・腐食の状況、ロープ、それからネジの緩み等を点検いたしております。それから月1回、点検報を提出していただきまして保育課で対応をしておるところでございます。その他遊具の不都合等が見つければ、直ちに使用停止の措置をとりまして、園児を遊具に近づけないようにいたしまして、保育課に連絡をとるようにしております。

施設につきましては各保育所で柱の手洗いの隅の方には特にラパークッション等張りまして安全対策に取り組んでおります。それと臨時的な補修につきましては随時対応しておるところでございます。

川上委員

穎田の保育所が非常に老朽化しております。これについての手当はどんなふうになってますか。

保育課長

穎田の補修の関係ですけれども、1つがインターロッキング等の若干のずれというのがございまして、昨年度も部分的にしたということでございますけれども、かなり地盤の沈下等が見られまして、悪化をしているという状況でございます。そのほかにもトイレの一部、湿気があるとか、そういう地域性に起因したものがあるように理解しております。

川上委員

それから園児の安全対策の点で2点目なんですが、不審者の侵入防止と申しましうか、この点ではどういった点、取り組んでおられますか。

保育課長

不審者の安全対策についてでございますけれども、まず警察から教育委員会の方に連絡が行きます。その教育委員会からの不審者情報の提供を受けまして、各保育所、これは私立保育園も

含めますけれども、電話またはメール送信によりまして情報を発信いたしまして注意を呼びかけておるところでございます。それから施設面につきましてはサイレン付屋外警告等や担当課に直接不審者の侵入を知らせる機能のある非常用ボタンを廊下、さらに保育室に設置をしております、不審者に対応をしておるところでございます。

川上委員

3点目ですが、最近4月の議会のときにも言ったかも知れませんが、幼稚園だとか保育園児の散歩の列に車が突っ込むというような大変な交通事故というか事件が全国的に起きているわけです。この点については本市はどういうふうな対策をとられておるかお伺いいたします。

保育課長

散歩時の安全対策についてでございますけれども、これは特に春と秋が非常に気候的にも大変散歩には適しているということで2週間に1回程度行っているようでございます。基本的には保育士が2名以上随行いたしまして、極力車の少ない道を選びながら歩道があることや、特にガードレールがある道を選びながら園児の安全に細心の注意を行っているということでございます。

川上委員

子どもの散歩は毎日行ってないんですか。

保育課長

こんなに暑いときはあまり、早朝に園内の方で遊ばせはしてはいますが、散歩は行ってないと思います。特に確認したところ、気候のいい時期はやはり頻度が結構あるというふうには聞いております。

川上委員

分かりました。いずれにしても万全を期すようにしていただきたいと思います。続いて95ページ・・・。

委員長

川上委員・・・、暫時休憩します。

休憩 17:40

再開 17:40

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。「議案第57号 平成19年度飯塚市一般会計予算」の審査については、本日はこの程度にとどめ、7月2日(月)午前10時から引き続き審査を行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日は以上をもちまして散会いたします。おつかれさまでした。